

4 . 健康・福祉専門部会

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	児童福祉関係（保育所関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>1．保育所運営（保育所の概要） 施設；市立 32 箇所 民間 58 箇所 定員；市立 3,471 人 民間 6,340 人 基本保育時間；市立、民間 7 時 30 分～18 時 30 分 保育年齢；市立 0 歳児～5 歳児 18 箇所 2 歳児～5 歳児 7 箇所 3 歳児～5 歳児 7 箇所 民間 0 歳児～3 歳児 3 箇所 0 歳児～5 歳児 54 箇所 1 歳児～5 歳児 1 箇所</p> <p>2．保育所入所定員の弾力化 待機児童の解消施策として、入所円滑化対策を活用した定員の弾力運用を実施し、入所枠の拡大を図る。</p> <p>3．緊急一時保育 疾病、入院、介護等により、保育者が不在になったとき、定員を超えて保育の実施を行う。</p> <p>4．産休明け保育 保護者の就労支援と乳児の健全育成に寄与するため、市立 18 箇所と民間 36 箇所の保育所で実施する。</p> <p>5．障害児保育 障害児の福祉の増進を図ることを目的として、市立、民間の全ての保育所で実施する。</p>	<p>1．保育所運営（保育所の概要） 施設；町立 3 箇所 民間 なし 定員；420 人 基本保育時間；7 時 30 分～18 時 30 分 保育年齢；0 歳児～5 歳児 3 箇所</p> <p>2．保育所入所定員の弾力化 待機児童の解消施策として、入所円滑化対策を活用した定員の弾力運用を実施し、入所枠の拡大を図る。</p> <p>3．産休明け保育 保護者の就労支援と乳児の健全育成に寄与するため、にし保育所で実施する。</p> <p>4．障害児保育 障害児の福祉の増進を図ることを目的として、全ての保育所で実施する。</p>	<p>基本保育時間と保育年齢については、堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	児童福祉関係（保育所関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調整の具体的内容	
堺 市	美 原 町		
<p>6．育児相談 市立、民間の全ての保育所で、保育所の持つ育児機能の専門性を活用し、家庭での育児に不安を持ち、悩んでいる保護者等の相談に応じる。</p> <p>7．保育所地域活動事業 地域の子育て家庭を対象として、市立、民間の全ての保育所で世代間交流、異年齢児交流、育児講座等を実施する。</p> <p>8．延長保育事業 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育の需要に対応するため、実施する。 （市立） 利用時間 18時30分～19時00分 26か所 18時30分～20時00分 6か所 利用料 ・18:30～19:00 生活保護世帯・市民税非課税世帯 日額 200円 月額 2,000円 その他の世帯 日額 500円 月額 5,000円 ・18:30～20:00 生活保護世帯・市民税非課税世帯 日額 300円 月額 3,000円 その他の世帯 日額 1,200円 月額 12,000円 （民間） 保育所の自主事業として、任意の時間及び料金で56か所(平成14年度実績)の保育所で実施。</p>	<p>5．保育所地域活動事業 地域の子育て家庭を対象として、全ての保育所で世代間交流、異年齢児交流、育児講座等を実施する。</p> <p>6．延長保育事業 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育の需要に対応するため、実施する。 利用時間（全保育所共通） 7時00分～7時30分 18時30分～19時00分 利用料 ・18:30～19:00 生活保護世帯・市民税非課税世帯 免除 その他の世帯 日額 100円</p>	<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>利用料については、合併後、5年をめぐりに堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	児童福祉関係(保育所関係)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>9. 一時保育事業 保護者の断続的な就労や疾病・入院、慶弔、育児疲れ解消等の理由により一時的な保育を必要とする児童を保育する。 (民間) 保育所の自主事業として、任意の料金で45か所(平成14年度実績)で実施。 (市立) 実施していない。(民間保育所45か所で実施していることから、一定の一時保育の地域ニーズに対応できているものであるため。)</p> <p>10. 公立保育所保護者負担 消耗品等の受益者負担 0、1歳児のおしぼりタオル、歯ブラシ、コップ、3歳以上児の布団、シーツ、手拭タオル等 給食における3歳以上児の主食代の保護者負担 800円/月</p>		<p>7. 一時保育事業 保護者の断続的な就労や疾病・入院、慶弔、育児疲れ解消等の理由により一時的な保育を必要とする児童を保育する。 実施保育所 1か所 利用料 (3歳未満児) ・生活保護世帯 飲食費 400円 ・町民税非課税世帯 日額 1,100円(半日は500円) 飲食費 400円 ・その他の世帯 日額 2,300円(半日は1,100円) 飲食費 400円 (3歳以上児) ・生活保護世帯 飲食費 400円 ・町民税非課税世帯 日額 700円(半日は300円) 飲食費 400円 ・その他の世帯 日額 1,500円(半日は700円) 飲食費 400円</p> <p>8. 公立保育所保護者負担 消耗品等の受益者負担 カラー帽子、連絡帳(2歳以上児)、ファイル(0、1歳児)、布団、シーツ、タオル類、歯ブラシ、コップ(3歳以上児)、ティッシュ、汚物入れビニール袋 給食における主食代は公費負担</p>	
		堺市の例に合わせる。(美原町には民間保育所が無い場合、公立保育所で実施。)	
		堺市の例に合わせる。ただし、給食における主食代については、合併後、5年をめどに堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱	関係項目	児童福祉関係(保育所関係)				
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。						
現 況							
堺 市		美 原 町					
保育所保育料		保育所保育料					
階層	徴収基準額			階層	徴収基準額		
	3歳未満	3歳	4歳以上		3歳未満	3歳	4歳以上
A00(生活保護法による被保護世帯)	0	0	0	A00(生活保護法による被保護世帯)	0	0	0
B01(市町村民税非課税世帯-母子世帯等)	0	0	0	B01(市町村民税非課税世帯)	0	0	0
B02(市町村民税非課税世帯-一般世帯)	5,000	3,000	3,000	B02(市町村民税非課税世帯)			
C01(市町村民税課税世帯-均等割り額のみ世帯)	10,000	8,000	8,000	C01(市町村民税課税世帯-均等割り額のみ世帯)	8,600	5,800	5,800
C02(市町村民税課税世帯-所得割り額のみ世帯)	12,000	10,000	10,000	C02(市町村民税課税世帯-所得割り額のみ世帯)	11,200	8,400	8,400
D01(所得税30,000円未満)	17,000	15,000	15,000	D01(所得税15,000円未満)	13,500	10,700	10,700
D02(所得税30,000円以上 80,000円未満)	25,000	23,000	23,000	D02(所得税30,000円未満)	18,800	16,100	16,100
D03(所得税80,000円以上 120,000円未満)	30,000	27,000	25,000	D03(所得税64,000円未満)	22,400	21,200	21,200
D04(所得税120,000円以上 200,000円未満)	40,000	30,000	28,000	D04(所得税90,000円未満)	29,300	27,800	23,600
D05(所得税200,000円以上 400,000円未満)	45,000	30,000	28,000	D05(所得税120,000円未満)	34,700	29,300	24,700
D06(所得税400,000円以上 510,000円未満)	54,000	30,000	28,000	D06(所得税160,000円未満)	42,300	29,300	24,700
D07(所得税510,000円以上)	56,000	30,000	28,000	D07(所得税210,000円未満)	47,400	29,300	26,600
				D08(所得税240,000円未満)	55,100	31,600	26,600
				D09(所得税240,000円以上)	57,100	31,600	26,600

調整の具体的内容
 当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	児童福祉（障害児療育）関係
調整の内容	堺市の制度に統一して実施する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：心身障害児通園施設運営 内容：障害児に対し、施設機能を活用し、豊かな発達と自立を目的として、保育・療育訓練を行なうと共に、療育相談、地域生活支援を実施する。</p> <p>1) 南こどもリハビリテーションセンター管理運営 社会福祉法人堺市社会福祉事業団に、第1つばみ園、第2つばみ園、つばみ診療所の運営と、施設の管理を委託。</p> <p>2) 障害児（者）地域療育等支援事業（障害児分） 障害児通園施設が障害児とその家族の地域生活拠点として療育相談、地域生活支援を実施。</p> <p>3) 知的障害児通園施設運営 第2もず園：40人 第2つばみ園：40人 えのきはいむ：60名</p> <p>4) 肢体不自由児通園施設運営 第1もず園：30名 第1つばみ園：40名</p>	<p>名称：心身障害児通園施設助成 内容：社会福祉法人聖徳園が運営する聖徳知的障害児通園施設、聖徳肢体不自由児通園施設の運営強化と円滑な事業運営を図る目的に南河内三市三町一村心身障害児通園施設運営協議会を設置している。</p> <p><協議会の参加市> 富田林市、河内長野市、大阪狭山市、美原町、河南町、太子町、千早赤阪村</p> <p>運営補助...一般運営補助：均等割（20%）、人口割（30%）、措置児割（30%）、措置児枠割（20%） 事務経費負担額...均等割 1,000円</p>	<p>合併後は、美原町の心身障害児通園施設への通園希望児について、堺市内の通園施設で受入れ、美原町からの聖徳園への新たな措置の依頼は行わない。</p> <p>合併時において、聖徳園に措置されている児童については、就学等による退園までの間、継続して措置を依頼する。</p> <p>聖徳園の運営助成及び南河内三市三町一村心身障害児通園施設協議会からの脱退については、新市において調整する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	児童福祉（障害児療育）関係
調整の内容	堺市の制度に統一して実施する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：在宅児への療育支援 内容：就学前在宅障害児等への療育支援体制</p> <p>1) 療育支援及び発達相談 心理相談員が保健センターの1歳6か月児健康診査、2歳児相談、3歳児健康診査で発達相談等や、在宅乳幼児療育指導教室や児童居宅生活支援事業めだか親子教室での心理相談等を実施している。 また、療育支援ケースワーカーが療育相談や、進路指導、療育に関する情報の提供を実施している。</p> <p>2) 児童居宅生活支援事業めだか親子教室 就学前の発達につまずきのある児童を対象に、南北こどもリハビリテーションセンターで、毎年4月から翌年の3月までの期間に実施。 2歳児以下クラス（4クラス、定員66人）は週1回 3歳児以上クラス（2クラス、定員17人）は週2回</p> <p>3) 肢体不自由児通所教室（のびっこ教室、はいはい教室） 医療機関で運動機能の発達が遅れていると診断され、療育専門施設への通園まで至らないが、何らかの療育の場が必要な乳幼児等を対象に南北こどもリハビリテーションセンターで、概ね毎週水曜日に実施。</p>			堺市の例に合わせる。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（在宅福祉関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：高齢者生活援助員（サポーター）派遣事業 内容：介護保険給付対象外となるおおむね65才以上の高齢者でひとり暮らしの者等が対象。利用者には週1回、1時間30分程度、家事援助等のため生活援助員を委託施設より派遣。 (1) 家事に関すること (2) 指導、相談及び助言に関すること 費用負担：330円/回（階層により区分あり）</p> <p>名称：高齢者ふれあいデイサービス事業 内容：介護保険給付対象外となるおおむね65歳以上の自宅にこもりがちな高齢者等が対象。 (1) 生活指導 (2) 健康状態の確認 (3) 送迎 (4) 機能訓練 (5) 入浴サービス (6) 給食サービス 利用者負担800円/日（入浴・食事込み）</p> <p>名称：高齢者生活管理指導短期入所事業 内容：介護保険給付の対象外となるおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で虚弱な方等が対象。本人負担額1,730円/日（送迎、食事代込み）（ただし世帯が生活保護世帯であって利用の理由が社会的理由の場合は負担無し。）</p>	<p>名称：ホームヘルプサービス事業 内容：介護保険給付対象外となるおおむね65才以上の高齢者でひとり暮らしの者等が対象。利用者の必要に応じて、週1回、1時間程度、家事援助のためのヘルパーを委託施設より派遣する。 (1) 家事に関すること (2) 相談及び助言に関すること 費用負担：80円/回</p> <p>名称：老人デイサービス事業、虚弱老人入浴サービス事業 内容：介護保険給付対象外となるおおむね65歳以上の自宅にこもりがちな高齢者等が対象。 (1) 生活指導 (2) 養護 (3) 健康チェック (4) 送迎 (5) 日常動作訓練 (6) 家族介護者教室 (7) 入浴サービス (8) 給食サービス 利用者負担 入浴あり 535円/日 入浴なし 493円/日 食事代 360円/回</p> <p>名称：虚弱老人短期入所事業 内容：介護保険給付の対象外となるおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で虚弱な方等が対象。本人負担額送迎無 817/日 送迎付 1,193円/日 食事代 780円/日（ただし、生活保護世帯については、食事代を除き負担なし。）</p>	<p>堺市の例に合わせる。委託先、運営方法等の相違については1年を目途に調整する。</p> <p>堺市の例に合わせる。委託料、運営方法等の相違については1年を目途に調整する。</p> <p>堺市の例に合わせる。利用回数の制限等の相違については1年を目途に調整をする。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（在宅福祉関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：在宅介護支援センター事業 内容：介護の必要な者及びその家族等が対象 『地域型在宅介護支援センター』 概ね中学校区に1か所 市内31か所 在宅介護等の総合相談 地域要援護高齢者の実態把握 地域要援護高齢者等の保健福祉サービスの利用調整及び支援 支援センター地域懇談会開催、インフォーマルサ・ビス育成支援 福祉用具展示、紹介及び住宅改修に関する相談、助言 『基幹型在宅介護支援センター』 各支所保健福祉総合センター 市内6か所 地域ケア会議（地域福祉推進会議） 地域型支援センターの統括、支援 保健・福祉サービスの総合調整 介護サービス機関の調整、支援、指導、情報提供</p> <p>名称：介護予防・家族介護支援事業 内容：在宅高齢者の介護にあっている家族等が対象。 家族介護教室の事業内容は、寝たきりや痴呆の予防に関することや、高齢者の介護の方法や介護者の健康づくりについての講話等。参加料無料。</p> <p>名称：成年後見制度市長申立（痴呆） 内容：身寄りがなく、意思の能力にハンディキャップがある痴呆性高齢者等が対象。対象者が重要な法律行為をなす必要が生じた際に、本人に成り代わって市長が成年後見制度にかかる審判の申し立てを行う。</p>		<p>名称：在宅介護支援センター運営事業 内容：介護の必要な者及びその家族等が対象 『地域型在宅介護支援センター』 町内2か所 要援護高齢者等の心身の状況、その家族等の状況等の実態把握、介護ニーズ等の評価 要援護高齢者等の基礎的事項、支援・サービス計画の内容及び実施状況、サービス利用意向及び課題等の台帳整備 保健福祉・介護保険サービスの利用方法等の情報提供及び啓発等 電話、面接相談等 要援護高齢者家族等や在宅介護相談協力員への在宅介護の方法についての指導、助言 保健福祉サービスの利用申請受付、代行等 在宅介護相談協力員に対する研修会及び支援センターと居宅支援事業所の介護支援専門員、相談協力員との情報交換及び相談協力員相互の情報交換等</p> <p>名称：美原町家族介護教室開催事業 内容：在宅高齢者の介護にあっている家族等が対象。 家庭介護法介助員養成講座全7回。 参加料：1000円/人</p> <p>名称：成年後見制度事務 内容：身寄りのない痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者で判断の能力の不十分な人が対象。対象者が重要な法律行為をなす必要が生じた際に、本人に成り代わって町長が成年後見制度にかかる審判の申し立てを行う。</p>	
		堺市の例に合わせる。加算対象事業等の相違については1年を目途に調整する。	
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（在宅福祉関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：高齢者福祉電話機器助成事業 内容：65歳以上のひとり暮らしを対象に、福祉電話機器（めいりょう、フラッシュベル、シルバーベル）の使用料（1ヶ月@210円以内）及び工事料（4,830円以内）を助成。</p> <p>名称：高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業 内容：生活援助員事務室、団らん室の設置、生活援助員の派遣、日常の安否確認や生活相談、非常時の対応等を実施。前年度所得税額から利用者世帯の階層区分により一部負担金を徴収。</p> <p>名称：緊急通報システム実施事業・対応業務 内容：65歳以上のひとり暮らし高齢者等が対象。緊急時に本体の緊急ボタンもしくはペンダントのボタンを押すことにより消防署へ通報、ハンズフリーにより応待できる。又相談ボタンにより委託先相談センターにつながり、相談や緊急時の対応の協力などを依頼できる。また、保守信号（停電、電池切れ）等の管理も対応。</p> <p>名称：車いすバンク事業 内容：65才以上の者でかつ疾病等により歩行が困難な者に対して、車いすの貸出を行う。貸与期間3ヶ月。無料。</p>	<p>名称：高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業 内容：生活援助員執務室、団らん室の設置、生活援助員の派遣、生活指導・相談、安否の確認等を実施。前年度所得税額から利用者世帯の階層区分により一部を負担金を徴収。</p> <p>名称：緊急通報システム事業・対応業務 内容：65歳以上のひとり暮らし高齢者等が対象。自宅内で急病や事故のために緊急に援助を必要とする場合に、電話回線による家庭用連絡機器（緊急通報装置）を用いて美原町消防本部に通報することにより、あらかじめ組織された地域の協力体制で速やかな救援を行うシステムである。また、保守信号（停電、電池切れ）等の管理も対応。</p>		<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。階層区分等の相違については1年を目途に調整する。</p> <p>堺市の例に合わせる。協力体制等の相違については1年を目途に調整する。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（在宅福祉関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市	美 原 町		
<p>名称：高齢者日常生活用具給付等事業 内容：ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が対象。 (1) 給付品目 電磁調理器 火災警報器 自動消火器 ガスもれ警報器 戸外ブザー ガスもれ警報遮断装置 高 齢者用電話 (2) 貸与品目（福祉電話機器）</p> <p>名称：老人ホーム入所措置関係事業 内容：高齢者に対して、その心身の健康の保持及び生活 の安定のため養護老人ホームに入所させる。</p> <p>名称：老人福祉施設入所者給付金事業 内容：養護老人ホーム入所者で公的年金を受給していな い者で要件を満たす場合、月額2,000円を給付。</p>	<p>名称：老人日常生活用具給付等事業 内容：ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が対象。 (1) 給付品目 火災警報機 自動消火器 緊急通報装 置 電磁調理器 (2) 貸与品目 老人福祉電話 (3) 老人福祉電話基本料金補助 老人福祉電話の貸与を受けている者 基本料金の2分の1を補助する。（1,750円/月）</p> <p>名称：老人施設入所措置 内容：高齢者に対して、その心身の健康の保持及び生活 の安定のため養護老人ホームに入所させる。</p>		<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（在宅福祉関係）
調整の内容	新市において再編する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：高齢者おむつ給付金事業 内容：在宅又は病院等でおむつを使用している者で市民税非課税世帯（生活保護世帯を除く）に属し、65歳以上の要介護度3～5に相当するねたきり高齢者や、痴呆性高齢者（介護保険施設に入所した場合は対象外）等を対象におむつ給付金を給付。 月額 10,500円以内</p> <p>名称：ひとり暮らしねたきり高齢者寝具乾燥事業 内容：日常生活を営むのに支障のあるおおむね65歳以上のひとり暮らしや寝たきり高齢者等が対象。 年4回（1回に上下布団1組を実施）</p>		<p>名称：介護用品給付事業 内容：要介護度が3、4又は5の認定を受けた要介護者で常時おむつ等を使用しているものを居宅において常時介護している家族等に給付。 要介護3の認定を受けた高齢者等を介護している家庭 給付限度額：1ヶ月あたり5,000円（消費税含む） 要介護4、5の認定を受けた高齢者等を介護している家庭 給付限度額：1ヶ月あたり6,250円（消費税含む）</p> <p>名称：寝具洗濯乾燥サービス事業 内容：日常生活を営むのに支障のあるおおむね65歳以上のひとり暮らしや寝たきり高齢者等が対象。 丸洗い 年2回、乾燥消毒 年4回 （掛布団、敷布団及び毛布の各1枚を1組とし、限度）</p>	<p>新市において速やかに再編する。</p> <p>新市において速やかに再編する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（在宅福祉関係）
調整の内容	当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
	<p>名称：給食サービス事業 内容：自分で食事の調理ができない者又は困難な者等が対象。利用者負担額 1食あたり200円</p> <p>名称：徘徊高齢者家族支援サービス事業 内容：徘徊等の行為がある者の配偶者等に対し、位置検索専用端末機を貸与し、早期発見と事故防止（安全確保）を図る。利用料金1,980円（ただし、検索料、付加サービス料等は利用者の負担とし、直接払い。）</p> <p>名称：街かどデイハウス支援事業 内容：概ね65歳以上の在宅で自立した日常生活を確保するために支援が必要な高齢者等の自立支援のため、養護 健康チェック 給食 その他、利用者の日常生活の向上に資する事業を実施</p> <p>名称：移送サービス事業 内容：概ね60歳以上の高齢者等で車椅子やストレッチャーを使用しなければ外出が困難な者に対し、病院、入退院時の移送 官公署、福祉施設、体育館等の文化施設への移送 その他、福祉事務所長が特に必要と認めた場合に移送する。町内：500円/回 町外：1,000円/回</p> <p>名称：シルバー特別対策事業 内容：美原総合福祉会館及びみはら健康推進センターの樹木の管理、剪定及び防虫作業</p>	<p>当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>5年間は美原町制度を存続する。それ以降については新市において調整する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（在宅福祉関係）
調整の内容	当面はそれぞれ現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調整の具体的内容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：高齢者住宅改修費支給事業 内容：介護保険対象外の高齢者（自立者）に対する助成は、介護保険給付事業と同様の工事内容であって工事費用を上限20万円まで助成。 介護保険対象の高齢者に対する助成は、介護保険給対象工事とならない、エレベーター等の工事費用を上限30万円まで助成。 (1) 生活保護世帯 助成対象経費の3/3 (2) 世帯員全員の市民税非課税世帯 助成対象経費の2/3 (3) 対象者のみの市民税非課税世帯 助成対象経費の1/2 (4) その他の世帯 助成対象経費の1/3</p>	<p>名称：高齢者住宅改造費助成事業 内容：要介護認定を受けた被保険者がいる世帯で、その世帯の主たる生計者の前年の所得税の税額が、140,000円以下で、心身の状況により住宅の改造が必要であると認められるもの。 (1) 補助の対象住宅：自家又は借家 (2) 補助の対象経費：便所・浴室・玄関・廊下・階段・玄関・居室等の改造に要する費用 (3) 補助金の額：下記に掲げる補助基本限度額と実際に改造に要した額とのいずれか少ない額に補助率を乗じて得た額。ただし、1,000円以下未満は切り捨てる。 生活保護世帯：100万円（3/3） 非課税世帯：80万（3/3） 所得税額80,000円以下の世帯：80万円（2/3） 所得税額80,001円以上140,000円以下の世帯：80万円（1/2）</p> <p>名称：訪問理美容サービス事業 内容：ねたきりの状態で家族等の介護を受けているおおむね65歳以上の者であって、その家族の介助だけでは理美容店の利用が困難であり、かつ、理美容時に家族等の介助が得られる者に対し、理美容サービスを実施する。 (1) 生活保護世帯：無料 (2) その他の世帯：1回につき1,000円</p>		<p>当面はそれぞれ現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係
調整の内容	計画の見直し時に統合を図る。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称：堺市高齢者保健福祉計画の進捗管理 内容：平成 15 年に新たに策定した「堺市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」について、進捗管理を行う。		名称：美原町高齢者保健福祉計画の策定 内容：美原町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定。策定にあたっては、美原町介護保険事業等推進協議会において審議、検討を行う。	
			計画の改定時に統合を図る。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（生きがいきづくり関係）	
調整の内容	堺市の例に合わせる。			
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：老人集会所維持管理並びに運営業務 内容：市立老人集会所の維持管理及び地元老人クラブ連合会等への管理運営業務委託を実施。管理運営業務は年80,000円を上限。</p> <p>名称：老人集会所の整備に関する事務 内容：地元の校区老人クラブ連合会又は校区自治連合会が老人集会所を建設する場合に補助。 単体施設 28,000,000円上限 併設施設 20,000,000円上限</p> <p>名称：老人集会所の運営に関する事務 内容：老人集会所を運営している校区老人クラブ連合会又は校区自治連合会に対し運営費（光熱水費等）を補助。</p> <p>名称：高齢者保健福祉ガイドブック発行業務 内容：介護保険制度、高齢者保健福祉施策の普及啓発を図るため、高齢者保健福祉ガイドブックを作成。無料配布</p> <p>名称：就労的生きがいきづくり活動実施支援事業 内容：高齢者グループが、生きがいきづくりと就労を結びつけた活動を実施する場合に活動場所の整備助成等支援する。1グループにつき1,000,000円限度に補助。</p> <p>名称：シルバー地域活動リーダー育成事業 内容：一般市民を対象に、ボランティア活動等の各種相談業務及び活動の実践講座等の開催。参加無料。</p>		<p>名称：介護保険事業案内 内容：介護保険施設一覧及び居宅介護支援事業者一覧表及び地図（町内及び近隣市町村）を作成</p>		<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（生きがいづくり関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：敬老祝金支給事業 内容：満77歳に8,000円、88歳に15,000円を支給する。</p> <p>名称：最高齢者訪問事業 内容：9月の高齢者保健福祉月間において、市内の男女最高齢者を市長が訪問し、敬老祝金を支給する。</p> <p>名称：高齢者無料入浴事業 内容：市内在住の65歳以上の者を対象として、毎月15日の開店時から午後5時30分まで無料開放する</p> <p>名称：高齢者作品展 内容：各支所において、各支所区域の会員の作品(絵画、写真、工芸、書など)を約1週間にわたり展示する。</p> <p>名称：健康づくり普及推進事業 内容：毎年9月にグラウンド・ゴルフ大会、10月にゲートボール大会を開催。グラウンド・ゴルフ大会開催時には、会員以外の高齢者も対象としたグラウンド・ゴルフ講習会も同時開催。</p> <p>名称：高齢者友愛訪問活動事業 内容：寝たきりやひとり暮らしなどの高齢者を訪問激励する。 老人クラブ会員により訪問チームを結成し、対象者一人につき月1回以上訪問する。</p>		<p>名称：最高齢者訪問事業 内容：9月の敬老月間に、町長が祝品及び書状を直接贈呈し長寿を祝福する。</p> <p>名称：菊まつりと老人のつどい（敬老行事）開催 内容：菊まつりと老人のつどいで、老人教養講座生の作品展示を行っている。</p> <p>名称：健康づくりスポーツ大会 内容： ・ゲートボール大会 ・グラウンドゴルフ大会</p> <p>名称：愛の一声運動事業 内容：ボランティア援護員が飲料水を週1回持参し、町内独居老人の安否確認を行う。</p>	
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。活動協力者、事業の実施方法等の相違については5年を目途に調整する。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（生きがいきり関係）
調整の内容	当面はそれぞれ現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において再編する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：在日外国人高齢者給付金事業 内容：公的年金を受給している者については、当該公的年金の受給額が高齢者給付金の支給額に満たない場合に、その差額を支給。1人につき月額10,000円</p> <p>名称：高齢者教養大学開催 内容：各種講座の開催 (1講座6回を毎年秋に2ヶ所で開催)</p> <p>名称：100歳訪問事業 内容：毎年9月30日現在、満100歳高齢者を市職員が訪問し激励する。その際、50,000円の敬老祝金を支給する。</p> <p>名称：金婚者の集い開催 内容：金婚者を迎えた夫妻を迎え、記念写真撮影を行う他、式典を開催し、長寿をお祝いする。また、当日の欠席者には別途祝品を送付する。</p> <p>名称：高齢者福祉大会 内容：老人クラブ連合会会員を対象として様々なアトラクションなどを行い、鑑賞する。また、堺市長から老人福祉活動協力者に対し、感謝状の贈呈式を行う。</p>		<p>名称：在日外国人高齢者特別給付金 内容：支給対象者となる在日外国人高齢者に対し、月額10,000円を支給。</p> <p>名称：生きがいと創造事業 内容：菊づくり作業、ゲートボール、民謡、手芸、カラオケ、社交ダンス、生け花、拓墨、手編み、書道、俳句、歌謡、舞踏等の教室</p> <p>名称：90歳、100歳訪問事業 内容：9月15日現在、町に1年以上居住し、満90歳を迎えた者及び満100歳を迎えた者に、町長が祝品及び書状を直接贈呈し長寿を祝福する。</p> <p>名称：金婚式開催 内容：美原総合福祉会館において、対象者を招待して祝品及び書状を贈呈するとともに小宴を開催し、アトラクションも実施するなどして、結婚50周年を祝福。</p> <p>名称：菊まつりと老人のつどい（敬老行事）開催 内容：毎年11月上旬の3日間、校区ごとに分けて美原総合福祉会館において、9月15日現在満65歳以上の高齢者を対象に菊の表彰と老人教養講座生による発表やアトラクションを実施。 ・昼食の提供 ・各地区への送迎</p>	
<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>5年間はそれぞれ現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれ現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において再編する。</p> <p>当面はそれぞれ現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において再編する。</p> <p>5年間はそれぞれ現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p>			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（生きがいづくり関係）
調整の内容	当面はそれぞれ現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：堺市老人クラブ連合会補助金、単位老人クラブ活動補助金</p> <p>内容：老人クラブ連合会及び単位老人クラブに対し、高齢者の健康、教養の向上等に資するため、補助金を交付する。</p>		<p>名称：美原町老人クラブ連合会補助金</p> <p>内容：老人クラブ連合会に対し、高齢者の健康、教養の向上等に資するため、補助金を交付する。</p>	
			当面はそれぞれ現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	生活保護法に基づく保護の実施
調整の内容	堺市の例に合わせる		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
名称：生活保護法に基づく保護の実施 内容 保護の範囲：厚生労働大臣が定められた基準を、被保護者の金銭または、物品で満たすことのできない不足分を援助する。 保護の種類：生活扶助…衣食その他日常生活、移送に必要なもの 住宅扶助…住居、補修その他住宅の維持に必要なもの 教育扶助…義務教育に伴って必要な教材、通学用品、学校給食用 医療扶助…病気治療に伴う必要な費用 介護扶助…要介護者、要支援者に対する必要な費用 出産扶助…出産のために必要な費用 生業扶助…生業に必要な資金、器材又は技能習得に必要な費用 葬祭扶助…葬祭を行うのに必要な費用	名称：生活保護法に基づく保護の実施 内容 保護の範囲：厚生労働大臣が定められた基準を、被保護者の金銭または、物品で満たすことのできない不足分を援助する。 保護の種類：生活扶助…衣食その他日常生活、移送に必要なもの 住宅扶助…住居、補修その他住宅の維持に必要なもの 教育扶助…義務教育に伴って必要な教材、通学用品、学校給食用 医療扶助…病気治療に伴う必要な費用 介護扶助…要介護者、要支援者に対する必要な費用 出産扶助…出産のために必要な費用 生業扶助…生業に必要な資金、器材又は技能習得に必要な費用 葬祭扶助…葬祭を行うのに必要な費用		保護の基準区分である級地の相違(堺市…1級地-1、美原町…2級地-1)については、昭和41年5月18日社保第160号厚生省社会局長通知に基づき、新市においては1級地-1となる。 その他は堺市の例に合わせる。

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	行旅死亡人取扱事務事業
調整の内容	堺市の例に合わせる		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
名称：行旅死亡人取扱事務事業 内容：行旅死亡人の火葬・行旅死亡人の同伴者の救護・ 行旅死亡人の住所、氏名が不明な場合の官報、新聞へ の公告・行旅死亡人の関係者への通知・行旅死亡人の 遺留物件の処分	名称：行旅死亡人取扱事務事業 内容：行旅死亡人の火葬・行旅死亡人の同伴者の救護・ 行旅死亡人の住所、氏名が不明な場合の官報、新聞へ の公告・行旅死亡人の関係者への通知・行旅死亡人の 遺留物件の処分	堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	法定外援護一時金
調整の内容	堺市の例に合わせる		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：夏期・歳末一時金支給事業 内容：堺市法定外援護一時金支給要綱に基づき、年2回（8月・12月）支給する。</p> <p>名称：新規学卒者就職支度費支給事業 内容：本市において生活保護法を受けている者で、新規に中学校又は高等学校を卒業し就職するものうち、卒業後も当該世帯に残って家計を助けるもの又は当該世帯外であっても、仕送り等により当該世帯の家計を助ける者に20,000円を支給</p>	<p>名称：夏期・歳末一時金支給事業 内容：美原町被保護者夏期歳末一時金支給要綱の規定に基づき、年2回（7月・12月）支給する。</p>	堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	女性相談事業
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称：女性相談事業 内容： ・女性相談 支所に非常勤の女性相談員を配置し、夫の暴力、生活上の相談を、自己決定権を尊重し、関係機関と連携してサポートしている。 各支所1名配置 計6名 月・火・水・金 9:00～16:00 ・堺市DV被害者自立支援金支給事務 配偶者の暴力等が急迫しており、配偶者暴力支援センター等における保護が必要な者に対し、一人につき5,000円の範囲内で、交通費、飲食費及び宿泊料を支給。 ・D.V.専門法律相談事業 各保健福祉総合センターで行っているDV相談において、離婚・親権・財産分与および保護命令など法律の専門的な知識を要する場合など、DV被害者の相談機能の充実を図るため、弁護士によるDV専門法律相談を行う。 毎月2回（堺・北保健福祉総合センター） その他、緊急性のある場合はその都度臨時で行う。		名称：女性相談事業 内容： ・女性相談 夫の暴力などDV関係の相談について富田林子ども家庭センターと連携してサポートする。	
堺市の例に合わせる。			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	堺市戦没者・戦災物故者追悼式の挙行
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：堺市戦没者・戦災物故者追悼式の挙行 内容：堺市遺族会・堺市戦災物故者遺族会と協力して追悼式を挙行する。 堺市民会館大ホール 参加人数約 1200 名</p> <p>第一部 式典（国歌斉唱、黙とう、追悼の辞、献花） 主な出席者 堺市遺族会会長及び評議員、堺市戦災死没者遺族会会長及び役員、大阪府知事、大阪府遺族連合会会長、堺市議会議長、堺市自治連合協議会会長、堺市社会福祉協議会会長、堺市傷痍軍人会会長</p> <p>市側出席者 市長、助役、収入役、水道事業管理者、教育長、健康福祉局長</p> <p>第二部 演芸</p>			堺市の例に合わせる。

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	堺市小口更生資金貸付
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
名称：堺市小口更生資金貸付 内容：1世帯あたり25万円を限度とする。 ・貸付利子 3%以内(2.3%で運用) ・貸付期間：27ヶ月以内(据置期間も含む、25万円の場合) ・据置期間：2ヶ月 ・償還方法：元利均等月賦償還 ・保証人必要 ・小口更生資金貸付審査委員会の開催(毎月2回開催予定)		名称：美原町緊急援護資金貸付事業 内容：1世帯5万円を限度とする。 ・貸付利子：無利子 ・貸付期間：22ヶ月以内(据置期間も含む) ・据置期間：2ヶ月 ・償還方法：均等月賦償還 ・保証人必要	
		堺市制度に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	17 公的団体等の取扱い	関係項目	社会福祉法人 社会福祉協議会
調整の内容	市・町の合併後速やかに社会福祉協議会が合併するよう調整する。その際、美原支部とする方向で調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会</p> <p>団体の目的 堺市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。</p> <p>構成員 住民の代表団体、社会福祉専門機関及び団体、社会福祉の当事者団体、社会福祉に関連のある機関及び団体等</p> <p>活動内容等 調査研究、普及宣伝、関係団体との連絡調整、各種助成事業</p> <p>主な市との関係事業 ボランティア関係事業、小地域ネットワーク活動推進事業、地域福祉権利擁護事業、障害者福祉センター事業、老人福祉センター事業、母子福祉センター事業、地域福祉活動助成事業、福祉会館管理運営事業、市立小集会所管理運営事業、障害者生活支援事業、ファミリーサポートセンター事業等</p>	<p>名称 社会福祉法人 美原町社会福祉協議会</p> <p>団体の目的 美原町における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、地域社会福祉の増進を図る。</p> <p>構成員 町内各地区から選出</p> <p>活動内容等 調査研究、普及宣伝、関係団体との連絡調整、各種助成事業</p> <p>主な町との関係事業 ボランティア関係事業、小地域ネットワーク活動推進事業、地域福祉権利擁護事業、福祉会館管理運営事業、心配ごと相談事業、生きがい対策事業、身体障害者デイサービス事業、居宅介護等事業、在宅身体障害児介護人派遣事業、見守り訪問事業、家族介護者交流事業、家族介護教室事業等</p> <p>支援費制度指定事業所 デイサービス、ガイドヘルパー</p>	<p>市・町の合併後速やかに社会福祉協議会が合併するよう調整する。その際、美原支部とする方向で調整する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	社会福祉協議会関係事業(その1)	
調整の内容	社会福祉協議会の合併に合わせて、調整に努めるものとする。			
現 況		調整の具体的内容		
堺 市		美 原 町		
<p>社会福祉協議会人件費助成 社会福祉協議会事務局職員(福祉会館管理運営関係職員を除く)に係る人件費助成 派遣職員・・・3人 正職員・・・20人 非常勤職員・・・5人 短期臨時職員・・・1人</p> <p>社会福祉協議会活動助成(ボランティア関係事業) ボランティアビューロー運営(市内2カ所)ボランティア情報センターの運営、各種ボランティア講座の企画・開催に係る経費を助成</p> <p>社会福祉協議会活動助成(小地域ネットワーク活動推進事業) 地域の高齢者、障害者(児)及び子育て中の親子等支援を要する人々が安心して生活できるように、地域住民による支え合い、助け合い活動の推進体制を整備する事業に係る経費を助成</p> <p>社会福祉協議会活動助成(地域福祉権利擁護事業) 知的障害、痴呆性高齢、精神障害等により判断能力が不十分な者が自立した地域生活を送ることかできるように福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を行う事業に係る経費の一部を助成</p> <p>社会福祉協議会活動助成(障害福祉関係事業) ・通所訓練及び・訪問を中心とした生活リハビリテーションに係る経費を助成 ・障害者(児)福祉センターの運営経費を助成 <IT講習、陶芸教室等各種教室></p>		<p>社会福祉協議会人件費助成 社会福祉協議会事務局職員に係る人件費助成 派遣職員・・・3人 正職員・・・2人</p> <p>社会福祉協議会活動助成(ボランティア関係事業) ボランティアセンターの運営、地区福祉委員会に対する支援に係る経費を助成</p> <p>社会福祉協議会活動助成(小地域ネットワーク活動推進事業) 地域の高齢者、障害者(児)及び子育て中の親子等支援を要する人々が安心して生活できるように、地域住民による支え合い、助け合い活動の推進体制を整備する事業に係る経費を助成</p> <p>社会福祉協議会活動助成(地域福祉権利擁護事業) 知的障害、痴呆性高齢、精神障害等により判断能力が不十分な者が自立した地域生活を送ることかできるように福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を行う事業に係る経費の一部を助成</p>		<p>社会福祉協議会の合併に合わせて、調整に努めるものとする。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	社会福祉協議会関係事業(その2)
調整の内容	社会福祉協議会の合併に合わせて、調整に努めるものとする。		
現 況		調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町	
<p>社会福祉福祉協議会活動助成(高齢福祉関係事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センターの運営経費を助成 < IT講習、血圧測定・マッサージサービス > <p>社会福祉福祉協議会活動助成(母子福祉関係事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子福祉センターの運営経費を助成 < IT講習、簿記教室、工作教室 > <p>福社会館管理事業</p> <p>堺市総合福社会館の管理運営及び貸室事業(正職員5人・非常勤4人の人件費含む)に係る経費を助成</p> <p>社会福祉協議会償還金助成事業</p> <p>社会福祉協議会の総合福社会館建設に伴う借入金に係る元利償還金相当額を助成</p> <p>社会福祉大会支援事業</p> <p>社会福祉大会の運営に協力</p> <p>< 10年ごとの記念大会については運営経費助成 ></p> <p>心配ごと相談事業</p> <p>心配ごと福祉相談所運営事業(社協単独事業)</p>		<p>社会福祉協議会の合併に合わせて、調整に努めるものとする。</p> <p>福社会館管理事業(町委託事業)</p> <p>美原総合福社会館の管理運営を委託</p> <p>社会福祉大会支援事業</p> <p>社会福祉大会の運営に協力</p> <p>< 5年ごとの記念大会については運営経費助成 ></p> <p>心配ごと相談事業(町委託事業)</p> <p>高齢者をはじめとする住民が生活上の問題点を総合的相談を受け、助言又は行政につなぐ事業を委託</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	社会福祉協議会関係事業(その3)
調整の内容	社会福祉協議会の合併に合わせて、調整に努めるものとする。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>共同募金事業への協力</p> <p>福祉活動助成事業 福祉活動・ボランティア活動について実績のある市内の団体が行う地域福祉活動の振興、市民の福祉意識の向上等に寄与する事業に対し、助成金を交付する事業に係る経費を助成 <財源・・・堺市地域福祉推進基金></p>	<p>福祉団体事務支援事業 社会福祉協議会に事務局を置いている8団体の事務局運営に係る経費を補助</p> <p>共同募金事業への協力</p> <p>福祉活動助成事業(町直接事業) 社会福祉協議会ボランティアセンターに登録されている団体が行う事業に対して助成する 社会福祉協議会が行う事業の中で、特に町長が必要と認める事業に助成する <財源・・・美原町社会福祉振興基金></p>	<p>社会福祉協議会の合併に合わせて、調整に努めるものとする。</p> <p>社会福祉協議会の合併の検討において調整する。それまでの間は、現在の制度をそれぞれ存続する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	社会福祉協議会関係補助金(その1)
調整の内容	社会福祉協議会の合併に合わせて、調整に努めるものとする。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>社会福祉大会記念事業補助金 10年ごとの記念大会の経費を補助</p> <p>小地域ネットワーク活動推進事業補助金 地域の高齢者、障害者(児)及び子育て中の親子等支援を要する人々が安心して生活できるように、地域住民による支え合い、助け合い活動の推進体制を整備する事業に係る経費を補助</p> <p>ボランティアネットワーク推進事業補助金 中央ボランティアビューロー運営、ボランティア情報センターの運営、各種ボランティア講座の企画・開催に係る経費を補助</p> <p>南ボランティアビューロー運営事業補助金 堺市南エリアのボランティアの総合的な拠点窓口として設置し、ボランティア相談に応じるとともに、多様な分野のボランティア情報の提供等を行う南ボランティアビューロー運営に係る経費を補助</p> <p>社会福祉協議会地域福祉活動育成事業補助金 福祉活動専門員設置事業に係る経費を補助</p> <p>社会福祉協議会補助金 社会福祉協議会事務局の運営に係る人件費(福祉会館管理運営関係職員を除く)について委託料及び補助金等を充当してもなおかつ不足する部分に相当する金額を補助</p>	<p>社会福祉協議会活動事業補助金 社会福祉大会記念事業補助 5年ごとの記念大会の経費を補助</p> <p>小地域ネットワーク活動推進事業補助 地域の高齢者、障害者(児)及び子育て中の親子等支援を要する人々が安心して生活できるように、地域住民による支え合い、助け合い活動の推進体制を整備する事業に係る経費を補助</p> <p>ボランティア関係事業補助 ボランティアセンターの運営、地区福祉委員会に対する支援に係る経費を補助</p> <p>社会福祉協議会人件費補助 社会福祉協議会事務局職員に係る人件費補助 派遣職員・・・3人 正職員・・・2人(福祉活動専門員1人含む)</p>	<p>社会福祉協議会の合併に合わせて、調整に努めるものとする。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	社会福祉協議会関係補助金(その2)
調整の内容	社会福祉協議会の合併に合わせて、調整に努めるものとする。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>生活訓練及び支援関係事業補助金 在宅の障害者(要介護高齢者を含む)通所訓練及び訪問を中心とした生活リハビリテーションに係る経費を補助</p> <p>地域福祉権利擁護事業補助金 知的障害、痴呆性高齢、精神障害等により判断能力が不十分な者が自立した地域生活を送ることかできるように福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業に係る経費を補助</p> <p>総合福祉会館管理運営補助金 堺市総合福祉会館の管理運営事業(管理及び貸室事業並びに福祉センター事業等)に係る経費を補助</p> <p>総合福祉会館償還金補助金 堺市総合福祉会館の建設に係る借入金の償還金を補助</p> <p>地域福祉推進事業補助金 福祉活動・ボランティア活動について実績のある市内の団体が行う地域福祉活動の振興、市民の福祉意識の向上等に寄与する事業に対し、助成金を交付する地域福祉活動助成事業に係る経費を補助 < 財源・・・堺市地域福祉推進基金 ></p>	<p>福祉団体事務支援事業補助 社会福祉協議会に事務局を置いている8団体の事務局運営に係る経費を補助</p> <p>地域福祉権利擁護事業補助金 知的障害、痴呆性高齢、精神障害等により判断能力が不十分な者が自立した地域生活を送ることかできるように福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業に係る経費を補助</p> <p>社会福祉振興基金「はぐくみ」助成金 社会福祉協議会ボランティアセンターに登録されている団体が行う事業に対して助成する 社会福祉協議会が行う事業の中で、特に町長が必要と認める事業に助成する < 財源・・・美原町社会福祉振興基金 ></p>	<p>社会福祉協議会の合併に合わせて、調整に努めるものとする。</p> <p>社会福祉協議会の合併の検討において調整する。それまでの間は、現在の制度をそれぞれ存続する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	民生委員児童委員活動について
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>民生委員児童委員定数 校区定数 925人 主任児童委員定数 18人 定数については、校区から増員・減員の申請を受け、校区の実情を勘案して定める。</p> <p>組織 支所区域ごとに法定の区域協議会を組織。また市域の堺市民生委員児童委員連合会（民児連）がある。</p> <p>推薦・委嘱・解嘱 校区予備推薦会から推薦された候補者の適否について、民生委員推薦会（委員：民生委員法に基づく7分野から2名ずつ委嘱）において審査を行い、市長から厚生労働大臣に具申する。推薦会の開催は3年に一度の一斉改選時と年3回の補充時。 任期満了、任期中の本人の意思表示による辞職のほか、民生委員として不適格と認めた場合は大臣に対し解嘱具申を行う。</p> <p>民生委員児童委員大会 堺市と民児連の共催により、毎年6月に大会を開催。一部は式典で表彰式、二部は全体研修等を行う。</p> <p>表彰 任期10年以上5年刻みで、勤続表彰を行うほか区域の会長等や校区の委員長等を6年以上務めている者に対し特別功労表彰を授与。</p> <p>福祉六法協力事務 区域協議会・民児連に対し、事業運営費や校区活動費を委託料として支出。</p> <p>研修 民児連に対し、校区委員長管外研修、全体研修、新任研修、主任児童委員研修等を委託。</p>	<p>民生委員児童委員定数 定数 54人 主任児童委員定数 3人</p> <p>組織 美原町民生委員児童委員協議会（民児協）として組織。</p> <p>推薦・委嘱・解嘱 区長から推薦された候補者の適否について、民生委員推薦会（委員：民生委員法に基づく7分野から2名ずつ委嘱）において審査を行い、知事を経由して厚生労働大臣に具申する。</p> <p>民生委員児童委員大会 大阪府の大会に参加。</p> <p>表彰 任期10年以上・20年以上の勤続表彰と会長・副会長10年以上の者に対し表彰。</p> <p>福祉六法協力事務 民児協に対し、事業運営費を補助。</p> <p>研修 部会単位の研修のほか、府の社協・南河内地区民児協の研修に参加。</p>	<p>堺市の例に合わせる。ただし、定数については、別途協議する。</p> <p>支所区域ごとに区域協議会を設置する。</p> <p>堺市の例に合わせる。ただし、民生委員推薦会の委員構成については別途協議して定める。 推薦方法については美原町は現行のまま新市に引き継ぐが、区長制度が変更された場合は改めて検討する。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせ、美原町の補助金を委託料に組み替える。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	民生委員協議会・連合会
調整の内容	堺市の例に合わせ、支所区域ごとに区域協議会を設置する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>民生委員法に基づき、市内6区域に区域協議会を設置し、区域内の調整・連絡・研修等を行っている。</p> <p>また、区域協議会のうえに、その相互の連絡調整と活動の促進のほか、関係機関・団体との協力・連携を行い、社会福祉の増進を図ることを目的として、堺市民生委員児童委員連合会が組織されている。</p> <p>堺市民生委員児童委員連合会 堺区域民生委員児童委員会協議会 中区域民生委員児童委員会協議会 東区域民生委員児童委員会協議会 西区域民生委員児童委員会協議会 南区域民生委員児童委員会協議会 北区域民生委員児童委員会協議会</p>		<p>民生委員法に基づき、協議会を設置し、区域内の調整・連絡・研修等を行っている。</p> <p>堺市の例に合わせ、支所区域ごとに区域協議会を設置する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	福祉制度(その他)
調整の内容	5年間は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
	<p>名称：公共料金一部負担軽減措置 内容：町内に居住する重度の障害者又は母子世帯等に対し、上水道料金の一般用基本料金の50%、し尿処理手数料の一般家庭普通便槽の50%相当額、及び下水道使用料の一般排水基本料金の50%相当額を給付する。</p> <p>名称：福祉農園事業 内容：11農園、286区画を高齢者、障害者等に貸し出す。(無料) 社会福祉協議会に運営管理を委託(借上げは町にて実施)</p>		5年間は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	身体障害者(児)団体連絡協議会関係
調整の内容	障害者団体の統一に向けて、新市において調整を図る。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
名称：堺市身体障害者(児)団体連絡協議会 目的：障害者（児）及びその家族の相互親睦を図り、地域社会と交流し障害者（児）に対する理解を深める目的として活動する障害者団体を育成し、障害者（児）の福祉の増進を図る。 役員研修会事業、福祉行政学習懇談会事業、「障害者の日」キャンペーン参加事業、障害者問題研修会事業、障害者問題研修会事業、各スポーツ大会への参加、協力事業、障害者団体の会員相互の親睦を深めるための相互交流会事業などを行っている。 障害者対策の向上を図る運動 障害者（児）自身の向上に資する活動 会員相互の親睦を深め、組織強化を図る運動を行う。		名称：美原町身体障害者福祉協会他 目的：障害者（児）及びその家族の相互親睦を図り、地域社会と交流し障害者（児）に対する理解を深める目的として活動する障害者団体を育成し、障害者（児）の福祉の増進を図る。 （主な団体） 1．身体障害者関係 美原町身体障害者福祉協会 2．知的障害者関係 美原杉の子会	それぞれの団体と協議を行いながら、障害者団体の統一に向けて、新市において調整を図る。
（構成団体） 1．部落解放堺地区障害者（児）を守る会 2．堺市視覚障害者福祉協会 3．堺市ろうあ者福祉協会 4．堺市肢体不自由児（者）父母の会 5．堺心身障害者（児）を守る連絡会 6．堺市身体障害者福祉協会 7．堺障害者連合協会			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（在宅福祉支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：身体障害者手帳交付 内容：身体障害者施行規則別表第5号の規定する等級表により、指定医師による診断・意見書をもとに、身体障害者手帳の交付を行う。各保健福祉総合センターで診断書が添付された申請を受理、障害福祉課で取りまとめを行った上、診断書内容をチェック、内容に疑義があるもの・等級に間違いがあるもの・却下を要するものについては社会福祉審議会障害福祉専門分科会審査第1部会の意見を聴き、身体障害者手帳を交付する。 身体障害者手帳の交付を受けたものについて「更生台帳」を作成の上、その管理を行う。</p> <p>名称：身体障害者手帳無料診断 内容：身体障害者手帳の申請に必要な医師の診察・診査及び診断書の交付にかかる費用を公費負担するもの。</p> <p>名称：在宅重度障害者健康管理事業 内容：委託医療機関において在宅の重度障害者に対する基本健康診査（循環器検査、腎機能検査、肝機能検査、貧血検査、血糖検査）、心電図、眼底検査を実施。</p> <p>名称：重度障害者訪問看護利用料助成 内容：各社会保険法、国民健康保険法により在宅の重度障害者に実施された訪問看護について、訪問看護に要した費用より各保険により給付される額を控除した額から、さらに老人保健法の規定による厚生労働大臣の定める算定方法により算定した額を控除した額を助成する。</p>		<p>名称：身体障害者手帳交付事務 内容：申請手続、等級変更、居住地・氏名変更、再交付、返還等の窓口業務を行い、府に進達する。 身体障害者手帳の交付を受けた者について「更生台帳」を作成の上、その管理を行う。</p> <p>名称：身体障害者手帳診断料助成事業 内容：身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付申請のために要した診断料相当額を助成する。</p> <p>名称：重度障害者訪問看護利用料助成 内容：健康保険を利用し、在宅の重度障害者が訪問看護を利用した時の利用者負担額のうち、総利用料の1割分（最終的な患者負担分）を除く部分を償還払いにより助成する。</p>	<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（在宅福祉支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市	美 原 町		
<p>名称：身体障害者更生訓練費 内容：身体障害者更生施設に入所または通所している者に対し、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>名称：進行性筋萎縮症者療養等給付事業 内容：進行性筋萎縮症者に対し、必要な治療や療養に合わせて訓練を行い、社会復帰の促進を図る。</p> <p>名称：知的障害者通所授産施設相互利用事業 内容：知的障害者の地域での働く場を確保し、授産施設の効果的運営を図るため、施設利用申請者の稼働能力・健康状態を審査し、施設の状況も勘案したうえで施設利用の適否を判断し、施設との間の利用の調整を行う。 利用を決定した場合は施設に対し利用にかかる経費（額は国に準拠）を支弁する。また、利用者及び扶養義務者が施設に支払う利用料（額は国に準拠）をその収入・所得に応じ決定する。</p>	<p>名称：身体障害者更生訓練費 内容：身体障害者更生施設に入所または通所している者に対し、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。</p>		<p>国制度のため、同一内容。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（在宅福祉支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現		況	
堺市		美原町	
<p>名称：障害者等補装具交付・修理 内容：身体障害者のための盲人安全つえ、補聴器、義肢装具、車いすその他厚生労働大臣が定める補装具を交付し、若しくは修理し、又はこれに代えて補装具の購入若しくは修理に要する費用を支給する。</p> <p>名称：障害者等日常生活用具給付 内容：日常生活に著しく支障のある在宅の障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る。（住宅改修を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊寝台、入浴補助用具等の給付 ・ 身体障害者ファックス貸与 ・ 身体障害者福祉電話貸与 等 <p>名称：緊急通報システム事業 内容：独居の障害者に対し、急病、事故等の緊急事態が発生した時に迅速且つ、的確に対応することを目的とし、ボタンを押すことにより消防本部、あらかじめ登録された者へ緊急を通報することができる装置を設置。</p>		<p>名称：障害者等補装具給付・修理 内容：身体障害者のための盲人安全つえ、補聴器、義肢装具、車いすその他厚生労働大臣が定める補装具を交付し、若しくは修理し、又はこれに代えて補装具の購入若しくは修理に要する費用を支給する。</p> <p>名称：障害者等日常生活用具給付 内容：日常生活に著しく支障のある在宅の障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る。（住宅改修を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊寝台、入浴補助用具等の給付 ・ 身体障害者ファックス貸与 ・ 身体障害者福祉電話貸与 等 <p>名称：緊急通報システム事業 内容：独居の障害者に対し、緊急時にボタンを押すことにより消防本部、あらかじめ登録された者へ緊急を通報することができる装置を設置。緊急通報による本人確認等は、消防本部での対応となる。また、センターに設備への保守信号（停電、電池切れ）等の発生においても消防本部が本人確認等を行う。</p>	
		調整の具体的内容	
		<p>国の制度のため、同一内容。</p> <p>国の制度のため、同一内容。一部市単費は堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（在宅福祉支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：難聴児特別補聴器交付事業 内容：重度難聴児及び軽度難聴児に対し、その必要性に応じて補聴器を交付する。 重度用特別補聴器 82,400円（両耳の聴力レベルが90デシベル以上の難聴児） 軽度用特別補聴器（標準用箱型の基準額）（両耳の聴力レベルが60デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならないもの）</p> <p>名称：福祉電話機器助成 内容：外出困難な在宅の重度障害者等に対し、福祉電話器を貸与し、設置費と機器使用料を6ヶ月ごとに助成決定者からの請求をもとに助成する。</p> <p>名称：身体障害者電話設置費助成事業 内容：外出困難な在宅の重度障害者等の名義で電話の設置を行い、それにかかる費用（架設料、工事費等）を市が助成する。 設置後は、対象者のものになるので、基本料金、通話料等すべて本人が負担する。</p>			
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（在宅福祉支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況		調整の具体的内容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：障害児福祉手当・特別障害者手当 内容：堺市在住の重度心身障害者（児）に月額14,610円を支給し（障害児福祉手当）又は月額26,800円を支給する（特別障害者手当）。</p> <p>名称：大阪府重度障害者介護手当 内容：1月、4月、7月、10月に月額10,000円支給</p> <p>名称：特別児童扶養手当給付関係 内容：（府事業） 児童1人につき（月額） 特児1級 51,550円 特児2級 34,330円</p> <p>名称：外国人重度障害者特別給付金 内容：昭和57年1月1日から外国人に対して国民年金法が適用された際、既に障害が発生しているため障害基礎年金等の支給をうけられない者に対し、月額20,000円を支給する。</p> <p>名称：大阪府重度障害者特例支援事業 内容：重度障害のある在日の外国人等で、年金制度上の理由により障害基礎年金を受給できない方に対して月額20,000円を支給（ただし、一定の受給制限あり）。</p>	<p>名称：障害児福祉手当・特別障害者手当 内容：美原町在住の重度心身障害者（児）に月額14,610円を支給し（障害児福祉手当）又は月額26,800円を支給する（特別障害者手当）。</p> <p>名称：大阪府重度障害者介護手当 内容：1月、4月、7月、10月に月額10,000円支給</p> <p>名称：特別児童扶養手当給付関係 内容：（府事業） 児童1人につき（月額） 特児1級 51,550円 特児2級 34,330円</p> <p>名称：在日外国人障害者給付金 内容：昭和57年1月1日から外国人に対して国民年金法が適用された際、既に障害が発生しているため障害基礎年金等の支給をうけられない者に対し、月額20,000円を支給する。</p> <p>名称：大阪府重度障害者特例支援事業 内容：重度障害のある在日の外国人等で、年金制度上の理由により障害基礎年金を受給できない方に対して月額20,000円を支給（ただし、一定の受給制限あり）。</p>	<p>国制度のため同一内容。</p> <p>府制度のため同一内容。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>府制度のため同一内容。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（社会参加支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：手話通訳者派遣 内容：本市内に居住する聴覚及び音声・言語機能障害者聴覚障害者等であり、かつ、社会生活上の円滑な意思疎通が困難な者が届出・相談等のため公的機関や受診・相談のため医療機関に赴く場合に手話通訳者を派遣する。</p> <p>名称：手話通訳者養成（手話講習会） 内容：広報を通じて受講者募集。・初級（5～8月）15回、中級（9～12月）15回、上級（1～3月）10回・総合福祉会館（昼・夜）、泉ヶ丘市民センター（昼）、ビッグ・アイ（夜）の4コースで開催。 堺市身体障害者（児）団体連絡協議会に委託。</p> <p>名称：手話通訳者設置（ろうあ者福祉指導員） 内容：各支所に1名、非常勤職員としてろうあ者福祉指導員を配置。手話通訳やろうあ者の生活、福祉等に関する各種相談に対する指導・助言及び関係機関との調整に関すること等の業務を行う。</p> <p>名称：盲ろう者通訳関係 内容：堺市手話通訳者のうちの希望者を対象に、年1回、視覚障害者ガイドヘルプ講習会を開催し、その技術を習得させることにより、「手引き・手話通訳者」として登録し、ろう盲者の外出のときに派遣している。</p>		<p>名称：手話通訳派遣事業 内容：手話通訳派遣対象者が、届出または相談等のために公的機関に行く場合や、受診などのために医療機関に行く場合などにおいて、美原町手話通訳者登録台帳に登録されている手話通訳者を派遣することにより、派遣対象者との意思疎通を図る。</p>	<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（社会参加支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現		況	
堺市		美原町	
<p>名称：要約筆記者養成講座 内容：厚生労働省通達の全国統一カリキュラムにもとづき、基礎課程32時間、応用課程が20時間、合計52時間、要約筆記養成のための講義・実習を行う。 堺市身体障害者（児）団体連絡協議会に委託。</p> <p>名称：要約筆記者派遣 内容：要約筆記者養成講座終了者のうち希望者を堺市要約筆記者として登録（H15年度40名）し、堺市主催の事業等に派遣する。事業に必要なOHP・OHC・プロジェクター・スクリーン・磁気ループの貸出を行う。</p> <p>名称：字幕ビデオテープ制作・頒布業務 内容：ビデオテープ制作を社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに委託し、堺市立点字図書館において字幕ビデオテープの貸出を行う。</p> <p>名称：点訳音訳ボランティア養成 内容：視覚障害者に対し、点字や音声、パソコンの点字データによる情報提供を行うために、点訳音訳ボランティアの養成を行う。 音訳講習会 初級全12回 中級・上級 全12回各10人 点訳講習会 基礎講習会 全20回 参加人数10人 既習者講習会 全10回 基礎講習会修了者</p> <p>名称：点字希望者の登録 内容：点字を希望する視覚障害者からの申し出に基づき、住民基本台帳に点字希望者として登録し、市からのお知らせ文書等を点字で送付する。</p>		<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（社会参加支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：大阪府扶養共済 内容：各保健福祉総合センターに必要種類を提出して申し込み、一定額の掛金を支払うと、保護者が死亡または重度の障害になった場合に大阪府より年金を支給する事業の手続き業務。年金額は1口につき月額 20000 円。障害者1人につき2口まで加入可。 加入者数 平成15年3月末現在 364人</p> <p>名称：重度障害者タクシー利用料金助成 内容：重度心身障害者（児）の社会参加を促進するため、中型タクシーを限度とするタクシーの基本料金相当額(660円を限度とする)を助成する福祉タクシー利用券を、1月あたり2枚交付する。</p> <p>名称：運転免許取得費助成 内容：在宅の身体障害者の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得に要する費用の助成を行う。</p> <p>名称：自動車改造費助成 内容：身体障害者が自動車を取得する場合、その自動車の操向装置の改造に要する経費の助成を行なう。(限度額100,000円)</p>	<p>名称：大阪府扶養共済 内容：必要書類を提出して申し込み、一定額の掛け金を支払うと、保護者が死亡または重度の障害になった場合に大阪府から年金を支給する事業の手続業務。年金額は1口につき月額 20000 円。障害者1人につき2口まで加入可 加入者数 平成15年3月末現在 6人</p> <p>名称：重度障害者リフト付き福祉タクシー利用料金助成事業 内容：通院療養等に際しリフト付き福祉タクシーを利用する必要のある在宅の重度障害者等に対し、その時間制初乗運賃の一部(1乗車当たり1,400円の助成)を助成するタクシー利用券を1月あたり2枚交付する。</p> <p>名称：運転免許取得費助成 内容：在宅の身体障害者の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得に要する費用の助成を行う。</p> <p>名称：自動車改造費助成 内容：身体障害者が自動車を取得する場合、その自動車の操向装置の改造に要する経費の助成を行なう。(限度額100,000円)</p>	<p>府制度のため同一内容。</p> <p>堺市の例に合わせる。但し、5年間は美原町の現制度を存続する。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（社会参加支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：「障害者の日」フェスティバル 内容：国際障害者年記念事業の一環として、障害者週間内に一日、フェスティバルを開催する。なお、「大阪ふれあい大会」が本市で実施される当該年度には「障害者の日」フェスティバルは行わない。</p> <p>名称：大阪ふれあいキャンペーン 内容：毎年 12 月に、府下の会場において「大阪ふれあい大会」に参画。また、大阪ふれあいキャンペーン企画書に基づき、広報による大阪ふれあい大会参加者募集や街頭キャンペーンへ参加している。</p> <p>名称：街頭キャンペーン（障害者の日の啓発） 内容：「障害者の日」にむけて、11月中旬、南海堺駅・堺東駅泉ヶ丘駅前の道路上において、市職員、障害者団体がメモ帳や障害者の日フェスティバルのチラシを配布している。</p> <p>名称：障害者作品展 内容：財団法人 大阪堺 YMCA が主催、堺市、堺市内ロータリークラブ、堺 4 ワイズメンズクラブ共催となり堺市総合福祉会館で作品展を開催する。</p> <p>名称：障害福祉市民講座 内容：障害者問題の理解を深め、障害者福祉の向上を図るため、毎年 2 月上旬の土曜日に、福祉会館で市民講座を開催する。</p>		<p>名称：大阪ふれあいキャンペーン 内容：毎年 12 月に、府下の会場において「大阪ふれあい大会」に参画。また、大阪ふれあいキャンペーン企画書に基づき、広報による大阪ふれあい大会参加者募集や街頭キャンペーンへ参加している。</p>	
		堺市の例に合わせる。	
		府の大会のため同一内容。	
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（社会参加支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：堺市障害者スポーツ大会 内容：競技種目 午前の部 60m走、糸巻き競争、ボール運び、距離感テスト、午後の部 グラウンドゴルフ、ウォークラリー、大玉ころがし等 堺市障害者スポーツ大会実行委員会に委託。</p> <p>名称：大阪府障害者スポーツ大会 内容：陸上競技、水泳競技、フライングディスク、卓球競技、アーチェリー競技、ボウリング競技を行なう。（15年度よりボウリング競技を新設）</p> <p>名称：阪南地区身体障害者スポーツ大会 内容：競技種目 60・100m走、つり競争、ラムネ早飲み競争、買物競争、つなわたり競争、市町村対抗リレー、市町村対抗フライングディスク、800・200m走、風船わり競争、ざるひき競争、宝さがし</p>		<p>名称：大阪府障害者スポーツ大会 内容：陸上競技、水泳競技、フライングディスク、卓球競技、アーチェリー競技、ボウリング競技を行なう。（15年度よりボウリング競技を新設）</p> <p>名称：大阪府身体障害者河南連合会スポーツ大会 内容：60・100m走、ざる引き競争、フライングディスク、車いす競争、風船割り競争、ソフトボール投げ、スラローム、綱引き、借物競争など</p>	<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>府の大会のため同一内容。</p> <p>堺市の例に合わせ、阪南地区身体障害者スポーツ大会に参加する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（社会参加支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：視覚障害者教養講座 内容：茶道、華道、身だしなみの講座の開催 堺市身体障害者（児）団体連絡協議会に委託</p> <p>名称：中途失明者緊急生活訓練業務 内容：一回2時間程度、日本ライトハウスの指導員が訓練希望者の居宅を訪問し、歩行訓練、日常生活動作訓練等の訓練指導、相談などを行う。社会福祉法人日本ライトハウスに委託</p> <p>名称：障害者集会所運營業務 内容：市立泉ヶ丘市民センターと市立新岡市民センターに障害者集会所を設置し、各センターの管理により、障害者に文化活動の場として無料で提供。 年4回、籐工芸、レザークラフト、ステンドグラス教室市主催で在宅障害者創作教室を開催。</p>		<p>名称：美原町障害児生活訓練事業 内容：春、夏、冬の学校休み期間中において、買い物学習や散歩等を通じた集団でのマナーや社会性を養うための各スクールの開催。 美原町社会福祉協議会に委託</p>	<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>5年間は美原町制度を存続する。今後のあり方については新市において調整する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（社会参加支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：キャップハンディ指導ボランティア養成・派遣事業</p> <p>内容：キャップハンディ事業の啓発、キャップハンディ指導ボランティアの派遣、キャップハンディ指導ボランティア養成講座の実施、現任指導者の研修会の実施。堺市社会福祉協議会に委託。</p>			堺市の例に合わせる。
<p>名称：成年後見市長申立（知的）</p> <p>内容：身寄りがなく、意思能力にハンディキャップがある知的障害者が重要な法律行為をなす必要が生じた際に、本人に成り代わり市長が成年後見にかかる審判の申し立てを行う。</p>		<p>名称：成年後見制度事務（知的）</p> <p>内容：身寄りがなく、意思能力にハンディキャップがある知的障害者が重要な法律行為をなす必要が生じた際に、本人に成り代わり町長が成年後見にかかる審判の申し立てを行う。</p>	国の制度のため同一内容。
<p>名称：割引制度関係事務</p> <p>内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本道路公団発行の有料道路通行料金割引証交付。 NHK の放送受信料を全額あるいは半額免除 その他、障害者やその介護者等からの運賃割引に関する問い合わせに対し、情報提供をする。 		<p>名称：割引制度関係事務</p> <p>内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本道路公団発行の有料道路通行料金割引証交付。 NHK の放送受信料を全額あるいは半額免除 その他、障害者やその介護者等からの運賃割引に関する問い合わせに対し、情報提供をする。 	国の制度のため同一内容。

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者(児)福祉関係(社会参加支援)
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
名称：点字図書館 内容：点字図書・録音図書の貸出・作成、対面朗読サービス、点訳・音訳サービス、点訳・音訳ボランティアの養成。 開館時間 午前 10 時から午後 5 時 所在地 堺市総合福祉会館 4 階 蔵書数 点字図書 1,827 タイトル 録音図書 2,386 タイトル (H14.3.31)			
名称：障害者福祉センター 内容： 更生相談 福祉サービスの相談 月～金 9 時～17 時 15 分 生活訓練 作業療法による機能訓練等 月～金 9 時～15 時 入浴事業 特別入浴等 月～金 13 時～16 時他 講習事業 調理訓練、ステンドグラス教室等 各事業月 2 回程度 13 時～15 時他 その他 障害者のつどい等			
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（社会参加支援）	
調整の内容	障害者団体の統一に向けて、新市において調整を図る。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：障害者(児)団体の育成、助成 内容：障害者団体の会員相互の親睦を深めるための相互交流会事業や役員研修会事業等行う障害者団体に対し、補助金を交付している。 交付先：堺市身体障害者（児）団体連絡協議会</p> <p>名称：団体活動援助団体バス借上等 内容：障害者（児）及び家族の相互親睦を図り、会員の資質向上のために障害者団体が実施する研修会等に利用するのバス借上げについて援助を行う。</p>		<p>名称：障害者(児)団体助成 内容：障害者団体の会員相互の親睦を深めるための相互交流会事業や役員研修会事業等行う障害者団体に対し、補助金を交付している。 交付先：1．身体障害者関係 美原町身体障害者福祉協会 2．知的障害者関係 美原杉の子会</p> <p>名称：団体活動援助バス借上 内容：保護司、更婦、民協、各種団体が研修会等実施する際に、町所有のバスを利用することを基本とするが、他の事業の関係で利用できない時に対応する。障害者団体のみではない。</p>		<p>それぞれの団体と協議を行いながら、障害者団体の統一に向けて、新市において調整を図る。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（地域生活支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市	美 原 町		
<p>名称：身体障害者地域生活援助事業 内容：グループホームを運営する社会福祉法人等が、生活環境に十分配慮された場所、緊急時の対応等を整備するとともに、数人の身体障害者の日常生活を適切に援助する能力を有するものを世話人として配置し、グループホームでの生活を望む身体障害者に対し、日常生活における援助等を行う。</p> <p>名称：重度身体障害者生活ホーム運営事業 内容：重度身体障害者が介護人の介助を受けながら、数人で生活する生活ホームに対し、そのホームを運営する運営委員会に、介護人の人件費、建物の賃借料、設備の維持及び修繕費、その他市長が必要と認める経費に補助金を交付する。</p> <p>名称：身体障害者福祉ホーム運営事業補助事業 内容：家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が利用するために整備された身体障害者福祉ホームの運営事業者に対し、必要な給料、需用費（消耗品費・建物修繕料）及び委託料について市の予算の範囲内で国に準拠して補助金を交付する。</p> <p>名称：知的障害者福祉ホーム運営事業 内容：家庭において日常生活を営むのに支障のある知的障害者が利用するために整備された知的障害者福祉ホームの運営事業者に対し、必要な給料、需用費（消耗品費・建物修繕料）及び委託料について市の予算の範囲内で国に準拠して補助金を交付する。</p>			<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（地域生活支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：障害者生活支援事業 内容：障害者の相談又は援助業務の経験のある社会福祉士等及び自らの経験等を踏まえ、個々の障害者の状況に的確に対応できるピアカウンセラーを配置し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング等、24時間体制で障害者の地域生活を総合的にサポートする。 平成15年度4ヶ所</p> <p>名称：障害児（者）地域療育等支援事業 内容：「在宅支援訪問療育等指導事業」「在宅支援外来療育等指導事業」「地域生活支援事業」「施設指導事業」等の事業を実施する。平成15年度4ヶ所</p> <p>名称：身体障害者相談員 内容：身体障害者本人又は保護者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行なう。 相談員は、保健福祉総合センター所長が推薦し、市長が依頼する。平成15年度55人</p> <p>名称：知的障害者相談員 内容：知的障害者本人又はその保護者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行なう。 相談員は、保健福祉総合センター所長が推薦し、市長が依頼する。平成15年度19人</p>		<p>名称：市町村障害者生活支援事業 内容：南河内南圏域で整備 平成15年度 河内長野市内に1ヶ所</p> <p>名称：障害児（者）地域療育等支援事業 内容：南河内南圏域で大阪府が整備 平成15年度 富田林市内に2ヶ所</p>	<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。美原町域での相談員の設置を検討する。</p> <p>堺市の例に合わせる。美原町域での相談員の設置を検討する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）関係（就労支援）	
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。			
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町			
<p>名称：障害者就労支援関係 内容：障害者の就労支援、雇用支援の促進を検討している。また、障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関する啓発・相談及び援助を行い、障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした、大阪府障害者雇用促進協会の賛助会員として加盟。それに伴い、賛助会費を支出。</p> <p>名称：知的障害者等自立訓練業務 内容：直ちに一般企業へ就職することが難しいと思われる知的障害者を対象として、泉北地区の公園を中心とする公共施設の清掃作業等を通じて知的障害者等自立訓練事業を実施し、それぞれの人の体力や持続力を基本とした職業生活能力を養い、その自立の援助を図り、自立訓練で十分な職業能力や社会適応能力を身につけた訓練終了者を次のステップとして、就労の場へと結び付けていく。 堺市就労促進協会に委託</p>			<p>名称：障害者就労支援関係 内容：3市3町1村（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、美原町、千早赤阪村）で大阪府就労支援ステップアップ事業を行っている就労支援センター富田林市に1ヶ所。</p>	<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（施設利用支援）	
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：アンテナショップ運営補助事業 内容：堺市内の障害者施設で製作された自主製品を中心に展示・販売し、さらには販路の開拓に取り組む。また、障害者福祉に関する理解が進むような啓発活動を展開するとともに、地域の方への福祉情報の発信の場とするアンテナショップに補助金を交付している。</p> <p>名称：授産製品の振興 内容：堺市が行うイベントの際に、障害者バザーのブースを確保し、バザー開催までのとりまとめを行う。</p> <p>名称：舳松職能訓練センター運営事務 内容：・募集及び入退所にかかる事務 ・堺市立舳松職能訓練センター事業運営調整会議の開催 ・堺市立舳松職能訓練センターにおける定期的な清掃、保安、維持点検及び光熱水費等 にかかる事務 ・(財)堺市就労支援協会への管理運営委託にかかる事務 訓練時間：平日午前 9 時から午後 4 時 訓練内容：軽作業（出土遺物の洗浄・ネーミング、部品の組立、箱詰め等） 利用人員 16 人</p>		<p>名称：授産製品の振興 内容：イベント等開催の際、販売ブースを設け、イベント参加者に販売することにより、授産施設及び授産製品の普及を行う。</p>		<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（障害者計画策定）	
調整の内容	新市において速やかに計画の統合を図る。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：障害者計画策定 内容：平成8年3月に第2次障害者長期計画を策定。（計画期間は平成8年度から平成17年度） 保健医療・育成教育・雇用就労・地域生活・まちづくり・社会参加の6分野に体系化し、それぞれの分野ごとの課題と施策の展開方向を示し、具体的方策の個別的項目に対し、基本の方針を示しながら具体的な取り組みを行っている。</p> <p>名称：堺市障害者施策推進協議会 内容：障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議。年1～2回開催。また、障害児教育専門部会を設置し、障害児教育の総合的かつ統一的な施策について調査研究等を行い、その結果を協議会に報告する。年1～2回開催。</p> <p>名称：堺市障害者施策推進委員会 内容：庁内関係部部長級で構成し、障害者施策の計画及び推進等について協議し、連絡調整を図る。</p>		<p>名称：障害者計画策定 内容：平成11年3月に美原町障害者計画を策定。（計画期間は平成11年度から平成17年度） 生活環境の整備、育成・教育の充実、雇用・就労の充実、保健・医療の充実、福祉サービスの充実、啓発と交流の促進の6分野に体系化し、行動計画を立てて、具体的な取り組みを行っている。</p> <p>名称：障害者施策推進連絡会 内容：町長が委嘱した連絡会の委員により、障害者に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図る。</p>		<p>新市において速やかに計画の統合を図る。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（支援費制度）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：知的障害者地域生活援助支援事業市単独加算 内容：知的障害者地域生活援助の支援費の支給決定された者のうち、府内のグループホームに入居している者に対し、加算を行う。</p> <p>名称：知的障害者デイサービス支援事業（市単） 内容：知的障害者デイサービス支援費に、重度重複障害者の受け入れに際し1日当たり 5,180円(4時間未満は、2,590円)の加算を行う。</p> <p>名称：障害者移動介護費特別給付事業（施設ガイヘル） 内容：支援費制度の対象とはならない施設入所者又は施設からの一時帰宅者の移動介護について堺市単独事業として実施する。</p> <p>名称：知的障害者・児童短期入所支援事業（送迎費） 内容：知的障害者又は児童短期入所支援費を支給決定された者のうち、宿泊を伴わない短期入所を利用された時の送迎費について堺市単独事業として実施する。 ・加算額 片道当たり 550円</p>		<p>名称：知的障害者地域生活援助支援事業市単独加算 内容：知的障害者地域生活援助の支援費の支給決定された者のうち、府内のグループホームに入居している者に対し、加算を行う。</p> <p>名称：美原町施設入所者ガイドヘルパー派遣事業 内容：社会生活に必要な不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をするときに、ガイドヘルパー派遣を実施する。</p>	
		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（支援費制度）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市	美 原 町		
<p>名称：堺市障害者短期入所事業運営費補助金 内容：入所施設ではない単体のショートステイ施設を運営している3法人に対し、サービス供給主体の確保・利用者の処遇低下防止のために補助金を交付する。</p> <p>名称：障害者短期入所事業（病院ショート） 内容：本市に居住し、次のすべてに該当する在宅の重症な障害者 支援費制度における短期入所事業の利用が困難な者 人工呼吸器を使用するなど、常時高度な医療的ケアを必要とする者 意思伝達が困難な者又は特殊な方法を必要とする者 上記該当者に対し、医療機関の空きベッド等を利用して短期入所サービスを提供する。</p> <p>名称：身体障害者相互利用デイサービス事業 内容：身体障害者に対し、知的障害者デイサービスセンター又は、介護保健施設における通所介護施設を相互利用することにより、介護型デイサービスを提供する。（訪問入浴含む）</p>			<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（支援費制度）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況		調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町	
名称：身体障害者居宅生活支援費審査支払事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業	名称：身体障害者居宅生活支援費審査支払事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業	国制度で同一内容。	
名称：知的障害者居宅生活支援費審査支払事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業 グループホーム事業	名称：知的障害者居宅生活支援費審査支払事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業 グループホーム事業	国制度で同一内容。	
名称：児童居宅生活支援費審査支払事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業	名称：児童居宅生活支援費審査支払事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業	国制度で同一内容。	
名称：身体障害者施設訓練等支援費審査支払事務 内容：身体障害者福祉法に係る施設訓練等支援費の支給	名称：身体障害者施設訓練等支援費審査支払事務 内容：身体障害者福祉法に係る施設訓練等支援費の支給。	国制度で同一内容。	
名称：知的障害者施設訓練等支援費審査支払事務 内容：知的障害者福祉法に係る施設訓練等支援費の支給。 施設訓練等支援費 通勤寮 医療費	名称：知的障害者施設訓練等支援費審査支払事務 内容：知的障害者福祉法に係る施設訓練等支援費の支給。 施設訓練等支援費 通勤寮 医療費	国制度で同一内容。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（支援費制度）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市	美 原 町		
名称：身体障害者居宅支援措置事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業 名称：知的障害者居宅支援措置事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業 グループホーム事業 名称：児童居宅支援措置事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業 名称：身体障害者更生施設等入所措置事務 内容：やむを得ない理由で指定身体障害者更生施設等事業者からサービスを受けられない者に対し、身体障害者更生施設等へ入所措置を行う。 名称：知的障害者更生施設等入所措置事務 内容：やむを得ない理由で指定知的障害者更生施設等事業者からサービスを受けられない者に対し、知的障害者更生施設等へ入所措置を行う。 施設訓練支援費 通勤寮 医療費	名称：身体障害者居宅支援措置事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業 名称：知的障害者居宅支援措置事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業 グループホーム事業 名称：児童居宅支援措置事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業 名称：身体障害者更生施設等入所措置事務 内容：やむを得ない理由で指定身体障害者更生施設等事業者からサービスを受けられない者に対し、身体障害者更生施設等へ入所措置を行う。 名称：知的障害者更生施設等入所措置事務 内容：やむを得ない理由で指定知的障害者更生施設等事業者からサービスを受けられない者に対し、知的障害者更生施設等へ入所措置を行う。 施設訓練支援費 通勤寮 医療費		国制度で同一内容。 国制度で同一内容。 国制度で同一内容。 国制度で同一内容。 国制度で同一内容。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（支援費制度）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：支援費事業者指定 内容：身体障害者（知的障害者・児童）福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第78・80・82号）に定める各項目を満たしているか否かを審査し、基準を満たしていれば指定する。</p> <p>指定身体障害者（指定知的障害者）更生施設等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第79・81号）に定める各項目を満たしているか否かを審査し、基準を満たしていれば指定する。</p> <p>名称：支援費事業者指導・監査 内容：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に定める指定居宅支援事業者指導指針及び障害福祉施設指導監査指針に基づき、各サービスごと、施設種別ごとに定められた主眼事項及び着眼点に従って、集団指導・書面指導・実地指導・監査を実施する。</p>			<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（支援費制度）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：支援費利用者支援システム 内容：障害者サービスが措置から利用契約に変化することに伴い、単独ではサービスの利用が困難な方への地域でのサポート活動やサービス利用に関する苦情等について事業との橋渡しができる仕組みを作ることにより、支援費制度におけるサービス利用の円滑な推進を図る。</p> <p>求められる支援の研究 障害者支援サポーターの育成 施設相談員の派遣 障害者地域情報の収集・発信</p> <p>名称：障害者ホームヘルパー研修事業 内容：事業者指定を行う中核市として、市内事業者の資質向上を図る事業。講義・実技・実習等を通じて、既存のホームヘルパーに障害者の理解と障害者への対応を体得させる。</p>			<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（支援費制度）	
調整の内容	堺市制度で実施。人事体制内の事務分担で調整する。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
名称：支援費支給調査、決定の運営管理及び指導調整 内容：支援費支給調査、決定の運営管理及び指導調整 庁内研修及び調整会議の開催 支給決定基準、各種帳票の作成、実務ルールなどの運営管理 支援費関係運営予算の管理 （参考） 居宅支援費支給決定者数（15年4月1日）2,311人 施設支援費支給決定者数（15年4月1日）1,202人		名称：支援費支給決定、支給管理 内容：支援費支給調整、決定 （参考） 居宅支援費支給決定者数（15年4月1日） 119人 施設支援費支給決定者数（15年4月1日） 77人		堺市の例に合わせる。支給決定にかかる調査について、堺市は非常勤職員が行っており、美原町は常勤職員が行っている。合併後は人事体制内の事務分担で調整する。 堺市の例に合わせる。
名称：支援費制度広報・PR 内容：支援費制度の広報・PR 制度説明会の開催 パンフレットの作成 事業者ガイドブックの作成 広報等の記事作成 支援費制度関連調査及び照会回答		名称：支援費制度広報・PR 内容：支援費制度の広報・PR 広報等の記事掲載 制度説明会の実施（個別又は要望団体へ） 福祉の手引		

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	乳幼児医療費助成制度
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称：乳幼児医療費助成 内容：対象者 入院：小学校就学前 通院：4歳未満 いずれも所得制限なし 助成内容 医療保険で受診した医療費の自己負担額(食事療養費も含む) 給付 乳幼児医療助成にかかる療養費・第三者行為の求償など		名称：乳幼児医療費助成 内容：対象者 入院：小学校就学前 通院：小学校就学前 いずれも所得制限なし 助成内容 医療保険で受診した医療費の自己負担額(食事療養費も含む) 給付 乳幼児医療助成にかかる療養費・第三者行為の求償など	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	2 2 国民健康保険制度の取扱い	関係項目	国民健康保険制度(その1)
調整の内容	国民健康保険料は、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。保険給付と保健事業は堺市に統一する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
1 国民健康保険料 (1) 賦課方式 医療分 3方式(所得割、均等割、平等割) 介護分 2方式(所得割、均等割) (2) 所得割算定基礎 総所得金額等(譲渡所得に係る部分の金額を除く) [総所得金額] (3) 賦課限度額 医療分 46、49、51、53万円(所得段階別) 介護分 7万円 (4) 算定の特例 所得が130万円以下の世帯の特例 算定された保険料が、その所得の24.6%を超える場合、超える分の保険料を所得割額の範囲内で軽減する特例があります。 所得割額の算定される障害者の特例 地方税法の規定による特別障害またはその他の障害の控除額に所得割額の料率を乗じた額を、その方の所得割額の範囲額で軽減する特例があります。	1 国民健康保険料 (1) 賦課方式 医療分 3方式(所得割、均等割、平等割) 介護分 3方式(所得割、均等割、平等割) (2) 所得割算定基礎 総所得金額等から基礎控除額(33万円)を控除した額 [旧ただし書き所得] (3) 賦課限度額 医療分 51万円 介護分 8万円 (4) 算定の特例 <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/>	1 国民健康保険料 当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する(算定方式は美原町に統一、ただし介護分の賦課方式と前納報奨制度は堺市に統一)。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	2 2 国民健康保険制度の取扱い	関係項目	国民健康保険制度(その2)
調整の内容	国民健康保険料は、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。保険給付と保健事業は堺市に統一する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
(5) 保険料率		(5) 保険料率	
医療分		医療分	
所得割率	10.7% [総所得金額]	所得割率	9.0% [旧ただし書き所得]
均等割額	36,840円	均等割額	32,000円
平等割額	30,480円	平等割額	29,000円
介護分		介護分	
所得割率	1.16% [総所得金額]	所得割率	1.20% [旧ただし書き所得]
均等割額	9,480円	均等割額	7,300円
		平等割額	4,500円
(6) 前納報奨制度		(6) 前納報奨制度	
所定の期日までに前納納付する場合に限り、前納報奨金を差し引いて納付できます。		_____	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	2 2 国民健康保険制度の取扱い	関係項目	国民健康保険制度(その3)
調整の内容	国民健康保険料は、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。保険給付と保健事業は堺市に統一する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
2 保険給付 (1) 療養の給付 法定給付のとおり (2) 入院時食事療養費 法定給付のとおり (3) 療養費 法定給付のとおり (4) 高額療養費 法定給付のとおり (5) 出産育児一時金 300,000 円 (6) 葬祭費 40,000 円	2 保険給付 (1) 療養の給付 法定給付のとおり (2) 入院時食事療養費 法定給付のとおり (3) 療養費 法定給付のとおり (4) 高額療養費 法定給付のとおり (5) 出産育児一時金 300,000 円 (6) 葬祭費 30,000 円	2 保険給付 保険給付は堺市に統一する。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	2 2 国民健康保険制度の取扱い	関係項目	国民健康保険制度(その4)
調整の内容	国民健康保険料は、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。保険給付と保健事業は堺市に統一する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
3 保健事業 (1) 人間ドック健診費用助成制度 対象者 30歳以上の被保険者 助成額 健診費用の7割を補助します。	3 保健事業 (1) 人間ドック健診費用助成制度 対象者 1年以上加入している被保険者 (各年度1世帯2名の制限があります。) 助成額 健診費用の6割を補助します。 (41歳から43歳は7割を補助します。)	3 保健事業 保健事業は堺市に統一する。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	関係項目	介護保険
調整の内容	<p>第2期事業計画は、合併時に両市町の計画を踏襲して一本化。併せて策定・進行管理組織の調整も行う。第3期事業計画については新市として策定する。</p> <p>保険料の賦課時期、納期限、督促手数料及び延滞金については、堺市の例による。</p> <p>保険給付の内容及び利用者負担の減免等については、両市町に相違がないため現行どおりとする。</p>		
現 況			
堺 市		美 原 町	
<p>1 介護保険事業計画の策定及び進行管理</p> <p>(1) 事業計画</p> <p>3年ごとに5年を1期とする保険給付の円滑な実施に関する計画を策定し、その進行管理を行う。</p>		<p>1 介護保険事業計画の策定及び進行管理</p> <p>(1) 事業計画</p> <p>3年ごとに5年を1期とする保険給付の円滑な実施に関する計画を策定し、その進行管理を行う。</p>	
<p>2 保険料の納付</p> <p>(1) 保険料の賦課期日</p> <p>毎年度4月1日</p>		<p>2 保険料の納付</p> <p>(1) 保険料の賦課期日</p> <p>毎年度4月1日</p>	
<p>(2) 督促手数料</p> <p>保険料を各納期限までに納付がなかった被保険者に対して督促を行うが、手数料は賦課していない。</p>		<p>(2) 督促手数料</p> <p>保険料を各納期限までに納付がなかった被保険者に対して督促を行った場合、1件50円の手数料を賦課する。</p>	
<p>(3) 延滞金</p> <p>納期限後にその保険料を納付する場合、一定の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満である時は、当該端数又はその全額を切り捨てる。</p>		<p>(3) 延滞金</p> <p>納期限後にその保険料を納付する場合、一定の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が10円未満である場合においては、この限りでない。</p>	
調 整 の 具 体 的 内 容			
<p>合併後における第2期事業計画の見直し(特に平成17年度)について、合併前の計画を踏襲したうえで一本化する。</p> <p>平成18年度以降の第3期事業計画については、新市として策定。</p>			
<p>保険料の賦課期日については、両市町において相違がないため、現行のとおりとする。</p>			
<p>堺市の例に合わせる。</p>			
<p>堺市の例に合わせる。</p>			

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	関係項目	介護保険	
調整の内容	第2期事業計画は、合併時に両市町の計画を踏襲して一本化。併せて策定・進行管理組織の調整も行う。第3期事業計画については新市として策定する。 保険料の賦課時期、納期限、督促手数料及び延滞金については、堺市の例による。 保険給付の内容及び利用者負担の減免等については、両市町に相違がないため現行どおりとする。			
現 況				調整の具体的内容
堺 市		美 原 町		
(4) 納期 普通徴収 第1期 4月1日～4月31日まで 第2期 5月1日～5月31日まで 第3期 6月1日～6月30日まで 第4期 7月1日～7月31日まで 第5期 8月1日～8月31日まで 第6期 9月1日～9月30日まで 第7期 10月1日～10月31日まで 第8期 11月1日～11月30日まで 第9期 12月1日～12月25日まで 第10期 1月1日～1月31日まで 第11期 2月1日～2月末日まで 第12期 3月1日～3月31日まで 特別徴収 老齢年金の額が一定額以上の者は、年金支給時		(4) 納期 普通徴収 第1期 4月1日～4月31日まで 第2期 5月1日～5月31日まで 第3期 6月1日～6月30日まで 第4期 7月1日～7月31日まで 第5期 8月1日～8月31日まで 第6期 9月1日～9月30日まで 第7期 10月1日～10月31日まで 第8期 11月1日～11月30日まで 第9期 12月1日～12月31日まで 第10期 1月1日～1月31日まで 第11期 2月1日～2月末日まで 第12期 3月1日～3月31日まで 特別徴収 老齢年金の額が一定額以上の者は、年金支給時		保険料の納期については、堺市の例による。(12月分のみ調整)

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	2 3 介護保険事業の取扱い	関係項目	介護保険
調整の内容	<p>第 2 期事業計画は、合併時に両市町の計画を踏襲して一本化。併せて策定・進行管理組織の調整も行う。第 3 期事業計画については新市として策定する。</p> <p>保険料の賦課時期、納期限、督促手数料及び延滞金については、堺市の例による。</p> <p>保険給付の内容及び利用者負担の減免等については、両市町に相違がないため現行どおりとする。</p>		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>3 保険給付の内容</p> <p>(1) 居宅サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護(ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護(入浴サービス) 訪問看護(居宅における看護) 通所介護(デイサービス) 短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ) 痴呆対応型共同生活介護(グループホーム) 特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム等での介護サービス) 福祉用具貸与(介護用ベッド、車いす等の貸与) 福祉用具購入(入浴、排泄用機器等の購入) 住宅改修(手すりの設置、段差の解消等) 訪問リハビリテーション(居宅における機能訓練) 居宅療養管理指導(医師等による療養上の管理、指導) 通所リハビリテーション(デイケア) 短期入所療養介護(医療施設のショートステイ) 居宅介護支援(ケアプランの作成) <p>(2) 施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設(老人保健施設) 介護療養型医療施設(療養型病床群) 	<p>3 保険給付の内容</p> <p>(1) 居宅サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護(ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護(入浴サービス) 訪問看護(居宅における看護) 通所介護(デイサービス) 短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ) 痴呆対応型共同生活介護(グループホーム) 特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム等での介護サービス) 福祉用具貸与(介護用ベッド、車いす等の貸与) 福祉用具購入(入浴、排泄用機器等の購入) 住宅改修(手すりの設置、段差の解消等) 訪問リハビリテーション(居宅における機能訓練) 居宅療養管理指導(医師等による療養上の管理、指導) 通所リハビリテーション(デイケア) 短期入所療養介護(医療施設のショートステイ) 居宅介護支援(ケアプランの作成) <p>(2)施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設(老人保健施設) 介護療養型医療施設(療養型病床群) 	<p>保険給付の内容については、両市町において相違がないため、現行のとおりとする。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	関係項目	介護保険												
調整の内容	第2期事業計画は、合併時に両市町の計画を踏襲して一本化。併せて策定・進行管理組織の調整も行う。第3期事業計画については新市として策定する。 保険料の賦課時期、納期限、督促手数料及び延滞金については、堺市の例による。 保険給付の内容及び利用者負担の減免等については、両市町に相違がないため現行どおりとする。														
現 況															
堺 市		美 原 町													
4 地域区分 給付に係る1単位あたりの単価	<table border="1"> <tr> <td>居宅療養管理指導、福祉用具貸与</td> <td>1,000/1,000</td> </tr> <tr> <td>訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護</td> <td>1,040/1,000</td> </tr> <tr> <td>訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、居宅介護支援</td> <td>1,060/1,000</td> </tr> </table>	居宅療養管理指導、福祉用具貸与	1,000/1,000	訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護	1,040/1,000	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、居宅介護支援	1,060/1,000	4 地域区分 給付に係る1単位あたりの単価	<table border="1"> <tr> <td>居宅療養管理指導、福祉用具貸与</td> <td>1,000/1,000</td> </tr> <tr> <td>訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護</td> <td>1,024/1,000</td> </tr> <tr> <td>訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、居宅介護支援</td> <td>1,036/1,000</td> </tr> </table>	居宅療養管理指導、福祉用具貸与	1,000/1,000	訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護	1,024/1,000	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、居宅介護支援	1,036/1,000
居宅療養管理指導、福祉用具貸与	1,000/1,000														
訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護	1,040/1,000														
訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、居宅介護支援	1,060/1,000														
居宅療養管理指導、福祉用具貸与	1,000/1,000														
訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護	1,024/1,000														
訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、居宅介護支援	1,036/1,000														
5 減免等		5 減免等													
(1) 訪問介護利用者負担額減額 介護保険制度施行時の低所得である訪問介護利用者について、その負担額を減額する。		(1) 訪問介護利用者負担額減額 介護保険制度施行時の低所得である訪問介護利用者について、その負担額を減額する。													
(2) 社会福祉法人利用負担額減額 当該事業を行う社会福祉法人が、自ら提供する訪問介護、通所介護及び入所サービスを利用する特に生活の困難な者の負担額の二分の一を減額する。		(2) 社会福祉法人利用負担額減額 当該事業を行う社会福祉法人が、自ら提供する訪問介護、通所介護及び入所サービスを利用する特に生活の困難な者の負担額の二分の一を減額する。													
(3) 高額介護サービス費の支給 利用者負担(世帯合算)額が一定額を超えた場合、その超えた額を支給する。		(4) 高額介護サービス費の支給 利用者負担(世帯合算)額が一定額を超えた場合、その超えた額を支給する。													
<table border="1"> <tr> <td>一般世帯</td> <td>37,200円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者</td> <td>15,000円</td> </tr> </table>	一般世帯	37,200円	住民税非課税世帯	24,600円	住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者	15,000円		<table border="1"> <tr> <td>一般世帯</td> <td>37,200円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者</td> <td>15,000円</td> </tr> </table>	一般世帯	37,200円	住民税非課税世帯	24,600円	住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者	15,000円	
一般世帯	37,200円														
住民税非課税世帯	24,600円														
住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者	15,000円														
一般世帯	37,200円														
住民税非課税世帯	24,600円														
住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者	15,000円														

調整の具体的内容

両市町の間には差があるが、この統合に関しては厚生省告示の改正を待たねばならず、今後府と連携し国へ働きかけていく。
 参考「厚生大臣が定める1単位の単価を定める件」(平成12年厚生省告示第22号) - 備考「(略)平成15年4月1日において当該地域に係る名称によって示された地域をいい、その後における当該名称及び当該区域の変更によって影響されるものではない。」

保険料・利用料等の減免内容については、両市町において相違がないため、現行のとおりとする。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	関係項目	介護保険												
調整の内容	<p>第2期事業計画は、合併時に両市町の計画を踏襲して一本化。併せて策定・進行管理組織の調整も行う。第3期事業計画については新市として策定する。</p> <p>保険料の賦課時期、納期限、督促手数料及び延滞金については、堺市の例による。</p> <p>保険給付の内容及び利用者負担の減免等については、両市町に相違がないため現行どおりとする。</p>														
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容													
堺 市		美 原 町													
<p>(4) 標準負担額 施設入所時の食事に係る負担額を減額する。</p> <table border="1"> <tr> <td>一般世帯</td> <td>780 円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者</td> <td>300 円</td> </tr> </table>		一般世帯	780 円	住民税非課税世帯	500 円	住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者	300 円	<p>(4) 標準負担額 施設入所時の食事に係る負担額を減額する。</p> <table border="1"> <tr> <td>一般世帯</td> <td>780 円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者</td> <td>300 円</td> </tr> </table>		一般世帯	780 円	住民税非課税世帯	500 円	住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者	300 円
一般世帯	780 円														
住民税非課税世帯	500 円														
住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者	300 円														
一般世帯	780 円														
住民税非課税世帯	500 円														
住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者	300 円														
<p>(5) 特別養護老人ホーム旧措置入所者に係る特定標準負担額・特定利用者負担額 介護保険制度施行前から老人福祉法の措置により入所していた者に係る標準負担額及び利用者負担額の特例。</p> <p>(6) 災害等特別な事情により保険料の納付が困難となった者の保険料額を減免</p> <p>(7) 家族介護慰労金の支給 住民税非課税世帯で、介護保険のサービスを1年以上利用していない要介護4又は5の在宅高齢者を介護している同居の家族に支給する。</p>		<p>(5) 特別養護老人ホーム旧措置入所者に係る特定標準負担額・特定利用者負担額 介護保険制度施行前から老人福祉法の措置により入所していた者に係る標準負担額及び利用者負担額の特例。</p> <p>(6) 災害等特別な事情により保険料の納付が困難となった者の保険料額を減免</p> <p>(7) 家族介護慰労金の支給 住民税非課税世帯で、介護保険のサービスを1年以上利用していない要介護4又は5の在宅高齢者を介護している同居の家族に支給する。</p>													

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康福祉専門部会

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	関係項目	介護保険
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、次期事業運営期間に入る平成18年度から統一する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
保険料の納付 (1) 第1号被保険者(65歳以上の者) 所得段階別年額保険料 (円)		保険料の納付 (1) 第1号被保険者(65歳以上の者) 所得段階別年額保険料 (円)	
段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者等	基準額 × 0.5	22,200
第2段階	住民税非課税者(世帯全員が非課税)	基準額 × 0.75	33,300
第3段階	住民税非課税者(本人が非課税)	基準額 × 1.0	44,400
第4段階	住民税課税者(所得額200万円未満)	基準額 × 1.25	55,500
第5段階	住民税課税者(所得額200万円以上)	基準額 × 1.5	66,600
第3段階が基準額		第3段階が基準額	
(2) 介護保険給付費準備金 第2期事業期間末における基金残額現在見込み 150,000,000 円		(2) 介護保険給付費準備金 第2期事業期間末における基金残額現在見込み 40,000,000 円	
		当面はそれぞれの制度を存続し、次期事業運営期間に入る平成18年度から統一する。 第2期事業運営期間末に見込まれる基金残額の取扱いについては新市において調整する。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)	
調整の内容	堺市の例に合わせる。			
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容		
堺 市		美 原 町		
<p>名 称：健康手帳の交付 対象者：1.70 歳以上で医療対象者 2.40～69 歳の希望者 内 容：胃がん検診時などに交付する。 70 歳以上は、老人医療証の交付と合わせて全員に 交付また障害認定などを受けているものについ ては、65 歳以上から交付する。</p> <p>名 称：健康相談 対象者：40 歳以上の市民 内 容：健康に関する正しい知識の啓発及び健康につ いての各種相談を各保健センター（相談日は 各保健センターによって異なる）及び地域会 館等で行う。 (1) 医師、保健師等による一般相談 (2) 栄養士による食生活相談 (3) 成人を対象とした歯科相談等 (4) すこやか相談 等</p> <p>名 称：生活習慣改善指導事業 対象者：すこやか健診の受診結果で高脂血症、糖尿病、 高血圧、肝機能障害等について生活習慣の改 善が必要と認められた方及びそれに準ずる方 内 容：具体的な行動変容を支援する指導を行う。 (1) 医師による指導箋の作成 (2) 保健師、栄養士等による保健指導 (3) 運動指導員による運動指導 (4) 調理実習 血液検査などを実施</p>		<p>名 称：健康手帳の交付 対象者：1.住民基本健康診査やがん検診を受診 している人 2.70 歳以上の人 内 容：住民基本健康診査や各がん検診を初めて受診 したときに、交付する。 70 歳以上の人には老人医療証の交付と合わ せて、全員に交付する。</p> <p>名 称：健康相談 対象者：町民 内 容：健康に関する正しい知識の啓発及び健康につ いての各種相談 (1) 一般健康相談 (2) 重点健康相談 (3) 老人会等健康相談 (4) 介護家族健康相談等</p>		<p>堺市の例に合わせる。対象年齢の調整を 図る。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市	美 原 町		
<p>名 称：大腸がん検診 対象者：40 歳以上の市民 内 容： (1)問診 (2)免疫学的便潜血検査(2日法) 利用者負担金：300 円 (65 歳以上、市民税非課税・生活保護世帯は無料)</p> <p>名 称：機能訓練教室 (B 型) 対象者：(1) 疾病、外傷等の原因による身体又は、精神機能の障害や低下に対する訓練が必要な方 (2) 老化等により心身機能が低下している方 内 容：医師の指導のもと、理学療法士、作業療法士、保健師及び看護師等が訓練に当たり、閉じこもりを防止し、社会参加を促すことにより、日常生活の自立を支援することを目的に以下の内容で事業を実施。 (1) 転倒予防、体力増進等を目的とする体操 (2) レクリエーション及び軽度の運動 (3) 絵画、工芸等の創作を主体とした活動 (4) 交流会、懇談会及び地域での諸行事への参加等を主体とした活動等</p>	<p>名 称：大腸がん検診 対象者：35 歳以上住民 内 容： (1)問診 (2)免疫学的便潜血検査(2日法) 利用者負担金：無料</p> <p>名 称：機能訓練教室 (B 型) 対象者：(1) 虚弱老人、高齢障害者等 内 容： 高齢者向けの体力測定を取り入れ、体力維持に向けての効果を期待し実施。 介護予防 (高齢者在宅生活総合支援) 事業として次のような教室実施。 ・転倒骨折予防教室 ・アクティビティ・痴呆介護予防教室</p>		<p>堺市の例に合わせる。対象年齢の調整を図る。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

No 56274

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名 称：失語症リハビリテーション事業</p> <p>対象者：(1) 言語障害を持っている方で、言語機能回復のために必要な言語訓練が受けられていない方</p> <p>(2) 言語障害にかかる治療終了後、なお、当該障害にかかるリハビリテーションを行う必要があると思われる方</p> <p>内 容：言語障害の回復、維持を図り、社会参加に対する意欲や手段の獲得を得るために以下の内容で実施</p> <p>(1) 家庭への訪問による個別指導</p> <p>(2) 保健センターで行う集団指導 (教室)</p> <p>・フリートーキング、ゲームを利用した訓練、新聞や雑誌等を用いた訓練等</p>			堺市の例に合わせる

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名 称：骨粗しょう症予防検診事業 対象者：18 歳以上の市民 内 容：各保健センターで実施（相談日は各保健センターによって異なる。予約制） （1）問診 （2）骨密度測定（DXA 法） （3）骨粗しょう症に関する健康教育 （4）骨粗しょう症に関する保健指導、栄養指導 利用者負担金：1,120 円（生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料）</p> <p>名 称：痴呆性高齢者等支援事業 対象者：痴呆高齢者及びその介護者 内 容：適切なサービスの検討や精神的な負担軽減を図るため、各保健センターで専門的なスタッフを交えて、交流会を開催する。また、痴呆予防及び痴呆に関する正しい理解を促進するため、講演会を開催する。</p>	<p>名 称：骨粗しょう症検診 対象者：4 月 1 日現在満 40・50・60 歳の町女性住民で総合健康診査受診者 内 容：（1）問診（2）医師の診察 （3）骨塩定量検査（X 線・DXA 法） 利用者負担金：総合健康診査の女性負担金 1,500 円に含む</p>	<p>堺市の例に合わせる</p> <p>堺市の例に合わせる。事業実施時期を調整する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

No 56274

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名 称：健康づくりリーダー育成 (健康さかい21)</p> <p>対象者：市民</p> <p>内 容：健康づくりリーダー育成事業の講習会を実施。リーダーの役割として、地域に健康づくりの仲間の輪を広げるための自主グループの立ち上げ支援等を行う。</p>			堺市の例に合わせる
<p>名 称：潜在保健専門職の人材育成 (健康さかい21)</p> <p>対象者：堺市在住の在宅栄養士、歯科衛生士</p> <p>内 容：在宅の栄養士、歯科衛生士を対象に1回ずつの研修会を実施する。研修会修了者に対して、ボランティアとして、地域での健康づくりグループの支援や保育所、幼稚園等への保健指導の実施さらに将来的には、学校、企業等での活動の場を支援していく。</p>			堺市の例に合わせる。
<p>名 称：「健康さかい21」啓発事業</p> <p>対象者：市民</p> <p>内 容：市民や関係団体、関係部局とともに健康づくり等を開催する。 健康フェアの開催とウォーキングの開催 ウォーキングマップの作成</p>			堺市の例に合わせる

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

No 56274

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名 称：地域リハビリテーション推進事業 (中核センター) 対象者：障害者 (児) や高齢者等 内 容：大阪府が2次医療圏ごとに地域リハビリテーション中核センターを指定する。本市は、その中核センターと共同で、研修会などを実施している。</p>	<p>名 称：地域リハビリテーション推進事業 対象者：障害者や高齢者 (機能訓練参加者, 卒業者と家族) 内 容：南河内圏域地域リハビリテーション連絡協議会を設置 (藤井寺保健所事務局) し、圏域内での地域リハシステムの構築をめざして各市町村が協力体制で参加している。研修参加、協議会参加、学習会への参加している。</p> <p>名 称：機能訓練事業 (A型) 対象者：40歳以上の者で心身の機能が低下している者。 医療終了後も継続して機能訓練が必要な者。 (原則介護保険対象者以外) 内 容：必要者には送迎を行い、健康推進センターにて実施。リハビリテーション医の診察により、訓練の適否と訓練内容の決定を行う。訓練内容は、週1回、6ヶ月を1クールとし実施。理学療法士による個別訓練を中心とし、集団での体操やレクリエーションなども行っている。</p>	<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>5年をめどに、新市において見直す。</p>	
<p>名 称：成人歯科相談 対象者：40歳以上の市民 内 容：歯科医師、歯科衛生士による硬組織のチェック、歯周病検査、歯の汚れ度チェック、歯垢染色と歯みがき指導</p>	<p>名 称：成人歯科相談 対象者：全住民 内 容：歯科衛生士による歯科相談歯みがき指導</p>	<p>堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

No

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名 称：歯みがき教室 対象者：40歳以上の市民 内 容：歯科医師、歯科衛生士による硬組織のチェック、 歯周病検査、歯の汚れ度チェック、歯垢染色と 歯みがき指導</p> <p>名 称：高齢者いい歯自慢コンテスト 対象者：市内居住の80歳以上の高齢者 内 容：参加者を募集し、歯の本数や虫歯の状態などを 勘案し、優秀と認められた者に対して表彰する。</p>	<p>名 称：歯みがき教室 (デンタルヘルス教室) 対象者：住民基本健康診査の問診票で自覚症状のある 人と総合健康診査で歯科医師より指導があった 人 内 容：歯科医師による歯周病について講義、個別相 談。 歯科衛生士による歯みがき指導、潜血テストの 実施。</p>		<p>堺市の例に合わせる。スタッフ数、帳票、 名称について調整する。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

No

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)	
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。			
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容		
堺 市		美 原 町		
<p>名 称：健康教育 対象者：40歳以上の市民（状況により本人が受けることができない場合はその家族等） 内 容：健康に関する正しい知識の啓発及び健康について集団健康教育を開催。 ・医師、保健師、栄養士等による一般健康教育 ・すこやかセミナー（疾病別教室） ・骨粗しょう症予防検診健康教育 ・くらしの健康講座（毎年1度2月～3月に市内でテーマを1つ決め、そのテーマに沿って実施） ・家庭介護教室、老人介護セミナー（年1回） 男性のための介護教室（年1回）</p> <p>名 称：すこやか健診 対象者：40歳以上の市民 内 容：(1)問診 (2)診察 (3)身体測定 (4)血圧測定 (5)尿検査（蛋白・糖・潜血・ウビリゲン） (6)血液検査（16項目） 医師の指示が必要な方には、心電図及び眼底検査 利用者負担金 500円 （65歳以上、市民税非課税・生活保護世帯は無料）</p> <p>名 称：胃がん検診 対象者：40歳以上の市民 内 容：(1)問診 (2)胃部X線間接撮影 利用者負担金 500円 （65歳以上、市民税非課税・生活保護世帯は無料）</p>		<p>名 称：健康教育 対象者：住民基本健康診査受診者・総合健康診査受診者（病態別教室のみまたはその家族）及び健診結果から要指導の必要な人（結果説明会）住民基本健康診査受診者 総合健康診査受診者 内 容：健康に関する正しい知識の啓発及び健康についての各種相談及び個別健康教育等を開催。</p> <p>名 称：住民基本健康診査（個別・集団） 対象者：集団健診は15歳以上の町民 個別健診は40歳以上の町民 内 容：(1)問診 (2)理学的検査 (3)身体計測 (4)血圧測定 (5)尿検査（糖・蛋白・潜血等）(6)血液検査(14項目) 医師の指示で、心電図 眼底検査 HbA1c 胸部X線直接撮影（個別） 個別は尿沈渣(選択) 利用者負担金 無料</p> <p>名 称：胃がん検診 対象者：35歳以上町民 内 容：(1)問診 (2)胃部X線間接撮影（7枚撮り） 利用者負担金 無料</p>		<p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

No

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。		

現 況		調整の具体的内容
堺 市	美 原 町	
<p>名 称：子宮がん検診 対象者：30 歳以上の市民 (女性) 内 容：(1)問診 (2)視診 (3)子宮頸部の細胞診 (4)内診 (5)子宮体部細胞診 (問診などの項目により、必要な方のみ実施) 利用者負担金 500 円 (65 歳以上、市民税非課税・生活保護世帯は無料)</p> <p>名 称：肺がん検診 対象者：40 歳以上の市民 内 容：(1)問診 胸部 X 線直接撮影 血圧測定など (2)喀痰細胞診：喫煙指数 400 以上及び 6 月以内に血痰を認めたもの 利用者負担金：500 円 (喀痰検査のみ) (65 歳以上、市民税非課税・生活保護世帯は無料)</p> <p>名 称：乳がん検診 対象者：30 歳以上の市民 (女性) 内 容：(1)問診 (2)視触診 利用者負担金：400 円 (65 歳以上、市民税非課税・生活保護世帯は無料)</p>	<p>名 称：子宮がん検診 対象者：集団検診 30 歳以上の町民 (女性) 夜間検診：30 歳以上の町民 (女性) 内 容：(1)問診 (2)子宮頸部の細胞診 (3)内診 (4)子宮体部細胞診 (不正出血があった者など必要な方のみ実施) 利用者負担金：無料</p> <p>名 称：肺がん検診 対象者：35 歳以上町住民 内 容：(1)問診、胸部 X 線間接撮影 (2)喀痰細胞診...喫煙指数 400 以上及び 6 月以内に血痰を認めたもの 利用者負担金：無料</p> <p>名 称：乳がん検診 対象者：集団検診 30 歳以上の町民 (女性) 夜間検診：30 歳以上の町民 (女性) 内 容：(1)問診 (2)視触診 (3)マンモグラフィー検査 (4月1日現在偶数年齢の人) 利用者負担金：無料</p>	<p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

No

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名 称：肝炎ウイルス検診 対象者：(1)受診時において満 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳及び 70 歳の者。 (節目検診対象者) (2)上記以外のハイリスクと思われる方 内 容：(1)問診 (2)H C V 肝炎ウイルス検査 (3)H B S 抗原検査 利用者負担金：500 円 (65 歳以上、市民税非課税・生活保護世帯は無料)</p>		<p>名 称：肝炎ウイルス検診 対象者：(1)住民基本健康診査の対象者のうち 4 月 1 日現在、40・45・50・55・60・65・70 歳の者 (2)上記以外のハイリスクと思われる方 内 容：(1)問診 (2)H C V 肝炎ウイルス検査 (3)H B S 抗原検査 利用者負担金：無料</p>	
<p>名 称：訪問指導 対象者：40 歳以上の市民のうち下記に該当する方 (1)健康診査等で指導が必要と判定された人 (2)介護保険の認定で自立と判定された人 (3)独居高齢者、閉じこもり予防のための指導が必要な人 (4)家族介護を担う人 (5)療養上の保健指導が必要な人及びその家族等 内 容： (1)家庭における療養方法等 (2)生活習慣病の予防 (3)介護を要する状態になることの予防 (4)家族介護を担う者の健康管理 (5)諸制度の活用方法等 (6)その他対象者の健康管理等</p>		<p>名 称：訪問指導 対象者： (1)健康診査の要指導者 (2)介護予防の観点から支援が必要な人 (3)介護に携わる家族 (4)要介護認定者のうち痴呆等で家族指導の必要な人等 内 容： (1)家庭における療養方法等 (2)生活習慣病の予防 (3)介護を要する状態になることの予防 (4)家族介護を担う者の健康管理 (5)諸制度の活用方法等 (6)その他対象者の健康管理等</p>	
調整の内容			当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。
調整の内容			当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

No

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調整の具体的内容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：成人歯科検診 対象者：市内に居住の40歳、50歳の成人 内容：(1)問診 (2)口腔内診査 (3)保健指導 利用者負担金：500円 (生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料)</p> <p>名称：高齢者口腔訪問指導 対象者：40歳以上で寝たきり又は、これに準ずる人。 内容：在宅の寝たきり老人等に対して、歯科疾患・う触の予防や口腔清掃、義歯の使用方法等の保健指導を実施。</p>	<p>名称：総合健康診査 対象者：4月1日現在満40・50・60歳の町民 内容：住民基本健康診査・胃・大腸・肺・乳・子宮がん検診 成人歯科健康診査 骨粗しょう症検診を実施。(乳がん・子宮がん・骨粗しょう症検診は女性のみ)</p> <p>名称：成人歯科健康診査 対象者：満40・50・60歳の町民で 総合健康診査受診者 満45・55歳の町民 内容：(1)問診 (2)未処置歯の有無の確認 (3)唾液潜血反応検査 (4)歯周疾患検査 (5)口腔衛生検査 (6)保健指導</p> <p>名称：寝たきり老人等訪問歯科事業 対象者：40歳以上で寝たきり又は、これに準ずる人。 内容：在宅の寝たきり老人等に対して、歯科疾患・う触の予防や口腔清掃、義歯の使用方法等の保健指導を実施。歯科医師、歯科衛生士、保健師による検討会を実施。 (1) 歯科保健事業 (2) 歯科疾患の予防 (3) 往診の必要性の把握</p>		<p>当面は美原町の制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (栄養改善事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町	堺市の例に合わせる。	
<p>名 称：国民栄養調査 対象者：厚生労働省が無作為に調査地区を定め、堺市保健所長が指定した世帯 内 容： 栄養摂取状況調査（世帯状況及び1日分の食事状況、食物摂取状況、歩数の調査） 食生活状況調査（食生活に関する状況調査） 身体状況調査（計測、血圧、血液検査、喫煙・飲酒・運動習慣の把握）</p> <p>名 称：集団給食施設指導 対象者：特定給食施設（278施設）及びそれに準じる施設（101施設） 内 容：1．個別巡回指導 2．集団指導 集団給食講演会 調理師研修会 集団給食研究会の援助 喫食者指導</p>			

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (栄養改善事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名 称：外食栄養成分表示店指定事業 対象者：飲食店、弁当販売店 内 容：飲食店等の主要メニュー5種類程度の栄養成分一覧表を掲示した店舗を指定し、その指定のプレートを交付する。 大阪府・大阪市・東大阪市や飲食関連団体とともに「大阪ヘルシー外食推進協議会」を組織し、ヘルシーメニューコンテスト・ヘルシー外食フォーラム、「うちのお店も健康づくり応援団」協力店の研修会などの事業を実施し、栄養成分表示やヘルシーメニュー提供等の啓発を行っている。</p> <p>名 称：栄養表示基準制度等関係業務 対象者：食品製造業者等 内 容：下記の各制度につき、許可申請の相談や基準に従って必要な表示を行うよう指導する。 栄養表示基準：販売に供する食品につき、栄養成分表示をしようとする者は、厚生労働大臣の定める栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならない。 特別用途食品 (病者用食品等、特定保健用食品) 販売に供する食品につき、特別用途に適する旨の表示をしようとする者は、厚生労働大臣の許可が必要。 保健機能食品 (特定保健用食品、栄養機能食品)</p>			堺市の例に合わせる。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (栄養改善事業)	
調整の内容	堺市の例に合わせる。			
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町		
<p>名 称：栄養調理講習会 対象者：一般市民 内 容：広報募集もしくは、自治会等の非営利団体からの要望により、食生活を中心とした生活習慣病の予防や健康づくりなどについて調理実習を中心に啓発を行う。</p> <p>名 称：健康づくり教室 対象者：一般市民 内 容：食生活の指導を中心に正しい運動の方法、休養のあり方などを具体的に指導し、健康増進をめざすとともに、市民の健康づくりリーダーの育成を図る。教室修了者には「堺市健康づくり食生活改善推進協議会」への入会をすすめ、地域の健康づくりのリーダーとしての活躍を期待する。</p> <p>名 称：堺市健康づくり食生活改善推進事業 対象者：一般市民 内 容：堺市健康づくり食生活改善推進協議会」の協力を得て、地域の食生活改善を中心とした健康づくりを推進している。</p>		<p>名 称：食生活改善推進員養成事業 対象者：町女性住民 内 容：不適切な食生活や運動不足による生活習慣病の発生を予防するために、食生活改善推進員を養成・育成し、地域活動を通じて栄養改善推進事業をすすめ、地域住民の健康づくりを推進するための教室を開催。</p> <p>名 称：食生活改善推進員育成事業 対象者：町住民 内 容：不適切な食生活や運動不足による生活習慣病の発生を予防するために、食生活改善推進員を養成育成し、地域活動を通じて栄養改善推進事業をすすめ、地域住民の健康づくりを推進する。</p>		堺市の例に合わせる。

堺 市 ・ 美 原 町 合 併 協 議 会 の 調 整 内 容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (栄養改善事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市	美 原 町		
名 称：親と子の食生活共同体験事業 対象者：小学生とその保護者 内 容：栄養に関する講義やこどもに理解しやすい栄養に関するゲーム、調理実習、親子での室内運動を行っている。			名 称：親と子の食生活共同体験事業 対象者：小学校の子どもとその親 内 容：食生活改善推進協議会の自主活動として実施しており、栄養や食生活に関する講義や調理実習を行っている。
			堺市の例に合わせる。

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	保健・衛生関係（精神保健福祉関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>精神保健事業に関すること 名称：精神保健福祉相談事業 対象者：精神障害者及びその家族等 内容：各保健センターにおいて、精神保健福祉相談員・保健師・嘱託医等が精神保健福祉相談に応じるとも家庭等への訪問を行う。</p> <p>名称：精神障害者共同作業運営補助事業 対象者：市内精神障害者共同作業所運営者 内容：精神障害者にとって地域活動の拠点となる精神障害者共同作業所に対して運営費を補助する。運営費は府基準に市独自の加算をしている。 平成 15 年度 15 か所（うち小規模通所授産施設 3 か所）</p> <p>名称：精神保健啓発普及事業 対象者：市民等 内容：精神保健福祉ボランティア講座 精神障害者地域交流運動会 精神保健福祉セミナー</p>	<p>精神保健事業に関すること 名称：精神障害者保健福祉手帳所持者からの社会復帰・福祉サービス利用相談 対象者：精神障害者保健福祉手帳所持者 内容：精神障害者保健福祉手帳所持者からの社会復帰相談及び日常生活相談については対応している。</p> <p>名称：精神障害者共同作業運営補助事業 対象者：町内精神障害者共同作業所 内容：精神障害者にとって地域活動の拠点となる精神障害者共同作業所に対して運営費を補助する。運営費は府基準のみ。 平成 15 年度 小規模通所授産施設 1 か所</p>		堺市の例に合わせる。

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	保健・衛生関係（精神保健福祉関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：精神保健社会復帰事業 対象者：在宅の精神障害者 内容：各保健センターで、精神保健福祉相談員・保健師・嘱託医等が在宅の精神障害者を対象にグループワーク（集団援助活動）を行う。</p> <p>名称：精神障害者保健福祉手帳診断書料扶助事業 対象者：本市の市民で、生活保護受給者を除く精神障害者のうち、手帳の交付申請に医師の診断書の添付を要する者 内容：精神障害者保健福祉手帳の交付申請に添付する診断書料を作成する費用を公費負担する。</p> <p>名称：精神障害者社会参加促進事業 対象者：精神障害者及びその家族、関係者 内容：精神障害者及びその家族・関係者等を対象にした各種研修会の実施や精神保健福祉に関する情報提供。関係機関連絡調整会議の開催。</p>		<p>堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	保健・衛生関係（精神保健福祉関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町	堺市の例に合わせる。	
<p>名称：精神障害者居宅介護等事業 対象者：本市の区域内に居住し、日常生活を営むことに支障がある精神障害者であって介護等のサービスを必要とするもの。在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された者であること。 内容：精神障害のために日常生活を営むのに支障のある精神障害者の居宅において、ホームヘルパーを派遣し、家事援助や身体介護を行う。</p> <p>名称：精神障害者グループホーム事業 対象者：本市の区域内に住所を有し、日常生活上の援助を受けずに生活することが不可能、又は困難な精神障害者であって一定程度の自活能力があり数人で共同の生活を送ることに支障が無く、日常生活を維持するに足る収入があるもの。 内容：地域において精神障害者グループホームでの生活を営む精神障害者に対し、日常生活における援助等を行い、精神障害者の自立生活を助長する。</p> <p>名称：精神障害者短期入所事業 対象者：本市の区域内に居住し、かつ、その家庭において介護を受けている精神障害者 内容：精神障害者の介護を行う者が居宅において介護を行うことが一時的に困難となった場合に 7 日を限度として短期入所を利用する。</p>	<p>名称：精神障害者居宅介護等事業 対象者：本町の区域内に居住し、日常生活を営むことに支障がある精神障害者であって介護等のサービスを必要とするもの。在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された者であること。 内容：精神障害のために日常生活を営むのに支障のある精神障害者の居宅において、ホームヘルパーを派遣し、家事援助や身体介護を行う。</p> <p>名称：精神障害者短期入所事業 対象者：本町の区域内に居住し、かつ、その家庭において介護を受けている精神障害者 内容：精神障害者の介護を行う者が居宅において介護を行うことが一時的に困難となった場合に 7 日を限度として短期入所を利用する。</p>		

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	保健・衛生関係（精神保健福祉関係）	
調整の内容	堺市の例に合わせる。			
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容		
堺 市		美 原 町		
<p>名称：成年後見市長申立事業 対象者：精神障害者 内容：一定の資産を有しているが、身寄りが無く、意思能力にハンディキャップがある精神障害者が、重要な法律行為をなす必要が生じた際に、本人に代わって市長が成年後見に係る審判の申立を行う。</p> <p>名称：精神保健福祉法第 21 条（市長同意）業務 対象者：居住者又は居住地が明らかでない精神障害者 内容：精神障害者の保護者がいないとき又は保護者がその義務を行うことができないときに市長が代わって保護者となり、医療保護入院の同意を行う。</p> <p>名称：精神保健福祉法に基づく経由事務 対象者：本市に居住する精神障害者、本市管内の精神病院 内容：精神障害者保健福祉手帳、通院公費負担の申請受理・経由。精神病院からの医療保護入院の入退院届や定期病状報告等の受理・経由。診察及び保護の申請及び警察官の通報の受理・経由。</p> <p>名称：社会生活適応訓練事業 対象者：在宅の精神障害者 内容：精神障害者に理解のある事業所に大阪府が通所訓練を委託し、保健センター職員が事業調整を行う。</p>		<p>名称：精神保健福祉法第 21 条業務 対象者：居住者又は居住地が明らかでない精神障害者 内容：精神障害者の保護者がいないとき又は保護者がその義務を行うことができないときに町長が代わって保護者となり、医療保護入院の同意を行う。</p> <p>名称：精神保健福祉法に基づく経由事務 対象者：本町に居住する精神障害者 内容：精神障害者保健福祉手帳、通院公費負担の申請受理・経由。</p>		堺市の例に合わせる。

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	保健・衛生関係（難病対策関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>難病対策事業に関すること 名称：難病患者支援事業 対象者：難病患者とその家族 内容：専門医等による講演会や相談会を開催し、治療や療養生活に関する正しい情報を提供する。</p> <p>名称：難病患者等ホームヘルパー派遣事業 対象者：本市の区域内に居住し、日常生活を営むことに支障がある特定疾患対策研究事業の対象疾患者又は慢性リウマチ患者であって介護等のサービスを必要とするもの。在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された者 内容：難病患者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、難病患者等の家庭に対してホームヘルパーを派遣する。</p> <p>名称：難病患者等日常生活用具給付事業 対象者：本市の区域内に居住し、日常生活を営むことに支障がある特定疾患対策研究事業の対象疾患者又は慢性リウマチ患者で、家庭において介護を受けている者であって、在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された者 内容：難病患者等の居宅における療養生活を支援し、患者及び介護者の生活の質を向上させるため、日常生活用具を支給する。</p>	<p>名称：難病患者居宅援助事業 対象者：本町に居住し、日常生活を営むことに支障がある特定疾患対策研究事業の対象疾患者又は慢性リウマチ患者であって介護等のサービスを必要とするもの。在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された者 内容：難病患者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、難病患者等の家庭に対してホームヘルパーを派遣する。</p> <p>名称：難病患者等日常生活用具給付事業 対象者：本町に居住し、日常生活を営むことに支障がある特定疾患対策研究事業の対象疾患者又は慢性リウマチ患者で、家庭において介護を受けている者であって、在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された者 内容：難病患者等の居宅における療養生活を支援し、患者及び介護者の生活の質を向上させるため、日常生活用具を支給する。</p>		堺市の例に合わせる。

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	保健・衛生関係（難病対策関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町	堺市の例に合わせる。	
<p>名称：難病患者短期入所事業 対象者：本市の区域内に居住し、かつ、その家庭において介護を受けている者で特定疾患対策研究事業の対象疾患又は慢性リウマチに罹患している者。在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された者 内容：介護者が一時的に患者を介護できなくなった場合に、7日を限度として委託病院で短期入所の利用をする。</p> <p>名称：特定疾患等日常生活用具支援事業 対象者：本市の区域内に居住する在宅患者で、大阪府特定疾患医療費援助事業実施要綱又は堺市小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱に定める給付対象者 内容：日常生活に支障のある特定疾患及び小児慢性特定疾患に対し、酸素吸入器、吸引器及び携帯トイレの日常生活用具の給付を行う。</p> <p>名称：特定疾患医療費援助事業申請等経由事務 対象者：市民 内容：大阪府特定疾患医療費援助事業の本市市民の申請を受付し、大阪府に送付する。</p>	<p>名称：難病患者居宅援助事業 対象者：本町の区域内に居住し、かつ、その家庭において介護を受けている者で特定疾患対策研究事業の対象疾患又は慢性リウマチに罹患している者。在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された者 内容：介護者が一時的に患者を介護できなくなった場合に、7日を限度として委託病院で短期入所の利用をする。</p>		

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	保健・衛生関係（その他）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：森永ヒ素ミルク中毒患者支援関係事業 対象者：市内在住の森永ヒ素ミルク中毒症認定被害者 内容：市実施の各種検診の情報提供。</p> <p>名称：骨髄バンク関係事業 対象者：市民 内容：財団法人骨髄移植推進財団及び関西骨髄バンク推進協会と連携し、骨髄バンク集団登録会を実施。啓発パンフ等の配布及びポスターの掲示に協力。</p> <p>名称：臓器移植関係事業 対象者：市民 内容：啓発ポスター、冊子等の配布への協力。</p>		<p>名称：骨髄バンク関係事業 対象者：町民 内容：啓発パンフ等の配布及びポスターの掲示に協力。</p> <p>名称：臓器移植関係事業 対象者：町民 内容：啓発ポスター、冊子等の配布への協力。</p>	
堺市の例に合わせる。			

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	18 補助金・交付金等の取扱い	関係項目	保健・衛生関係（精神保健福祉関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町	堺市の例に合わせる。	
名称：精神障害者共同作業運営補助金 対象者：市内精神障害者共同作業所運営者 内容：精神障害者にとって地域活動の拠点となる精神障害者共同作業所に対して運営費を補助する。運営費は府基準に市独自の加算をしている。 平成 15 年度 対象施設 15 か所（うち小規模通所授産施設 3 か所）	名称：精神障害者共同作業運営補助金 対象者：町内精神障害者共同作業所 内容：精神障害者にとって地域活動の拠点となる精神障害者共同作業所に対して運営費を補助する。運営費は府基準のみ。 平成 15 年度 対象は小規模通所授産施設 1 か所		
名称：精神障害者ホームヘルパー派遣事業補助金 対象者：本市の指定する事業者 内容：本市の指定する事業者が精神障害者の家庭にホームヘルパーを派遣した実績に応じて補助金としてその費用を交付する。	名称：精神障害者ホームヘルパー派遣事業補助金 対象者：本町の指定する事業者 内容：本町の指定する事業者が精神障害者の家庭にホームヘルパーを派遣した実績に応じて補助金としてその費用を交付する。		
名称：精神障害者地域生活援助事業補助金 対象者：本市の指定する事業者 内容：精神障害者グループホームを運営する非営利法人等に対して補助金を交付し、精神障害者の地域社会における自立生活の促進を図る。			

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	18 補助金・交付金等の取扱い	関係項目	保健・衛生関係（精神保健福祉関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町	堺市の例に合わせる。	
<p>名称：精神障害者短期入所事業補助金 対象者：本市の指定した事業者 内容：精神障害者の介護を行う者が居宅において介護を行うことが一時的に困難となった場合に当該精神障害者を精神障害者生活訓練施設等に短期入所させることを行う事業者に補助金を交付する。</p> <p>名称：難病患者団体補助金 対象者：国が指定する特定疾患治療研究又は小児慢性特定疾患治療研究の対象疾患に罹患している者で、本市に住所を有するものによって組織する団体 内容：国が指定する特定疾患治療研究又は小児慢性特定疾患治療研究の対象疾患に罹患している者によって組織する団体の活動を支援し、難病患者の生活の質の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>名称：精神障害者短期入所事業補助金 対象者：本町の指定した事業者 内容：精神障害者の介護を行う者が居宅において介護を行うことが一時的に困難となった場合に当該精神障害者を精神障害者生活訓練施設等に短期入所させることを行う事業者に補助金を交付する。</p>		

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (母子保健事業)
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。		
現		況	
堺市		美原町	
調整の具体的内容			
母子保健事業 名称：乳幼児健康診査 対象者：4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児 内容：身体発育及び精神・運動機能の発達状態や生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、視聴覚検診その他育児に関する指導を行う。 ○精密健康診査 健康診査等の結果、疾病又は心身の成長に異常の疑いがあり、より一層精密に診断を行う必要がある認めたものに対し精密健康診査を行う。 名称：乳児一般健康診査 対象者：市民で 1 歳未満の乳児 内容：健診は、対象者 1 人につき 2 回とし、原則として生後 1～3 か月（前期）及び 7～10 か月（後期）の間に行う。 名称：妊婦教室 内容：保健師・栄養士・歯科衛生士が保健指導や出産・育児に関する情報提供を行う。 各保健センター実施。1 コース 4～12 回。	母子保健事業 名称：乳幼児健康診査 対象者：4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳 6 か月児 内容：身体発育及び育児、栄養、健康管理や歯科診察、視聴覚検診などの集団指導及び個別相談。 ○視力・聴覚精密健診 健康診査の、結果より一層精密に診断を行う必要がある認めたものに対し精密健康診査を行う。 名称：乳児一般前期・後期健康診査 対象者：町民で 1 歳未満の乳児 内容：健診は、対象者 1 人につき 2 回とし、原則として前期健診は生後 1～6 か月、後期健診は 9～11 か月の間に行う。 名称：妊婦教室 内容：産婦人科医師・歯科医師・保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が妊娠・出産・育児・歯科保健に関する知識の習得を目的とした情報提供を行う。 1 コース 4 回（3 コース実施）	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (母子保健事業)
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町	調 整 の 具 体 的 内 容	
<p>名称：乳幼児心理発達相談・2歳児相談 対象者：乳幼児及びその保護者 内容： ○心理発達相談 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査時に発達の遅れなどがあった場合に、心理相談員が個別に発達状況を確認し、必要な指導を行う。</p> <p>○2歳児相談 1歳6か月児健康診査時に、問いかけなどに対する理解や言語面で経過観察になった幼児を対象に、心理相談員が2歳時点の発達検査や行動観察を行い助言指導する。</p> <p>名称：特別クリニック（すくすく健診） 対象者：乳幼児健診の結果、要経過観察と判断された児及び保護者 内容：各乳幼児健康診査や相談等で要経過観察となった乳幼児に対し、診察や一人ひとりの発達状況に応じて必要な保健指導を行う。また、必要に応じて精密健康診査を行う。</p>	<p>名称：乳幼児心理発達相談・2歳児相談 対象者：乳幼児健診の結果、要経過観察と判断された児及び保護者 内容： ○心理発達相談 乳幼児健康診査時に発達の遅れなどがあった場合に、健康推進センターにおいて心理相談員が個別に発達状況を確認し、必要な指導を継続して行う。</p> <p>名称：経過観察健診 対象者：乳幼児健診の結果、要経過観察と判断された児及び保護者 内容：一次健診の結果、要経過観察と判断された児に対して、必要な時期に適宜予約制のより経過観察健診を行う。</p>		

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (母子保健事業)
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町	調 整 の 具 体 的 内 容	
<p>名称：新生児等訪問指導 対象者：新生児・未熟児及びその保護者 内容：各保健センターに提出される出生連絡票に、訪問指導を希望すると明記のあった家庭を助産師（委託）や保健師が訪問し、相談指導を行う。同時に受胎調整指導を行う場合あり。 ○未熟児訪問指導 保健センターに提出される出生連絡票や医療機関からの連絡等により対象者を把握し、保健センター担当保健師が訪問指導を行う。</p> <p>名称：子育て教室（赤ちゃん広場） 対象者：市内在住の乳幼児及びその保護者 内容：乳幼児健康診査時診に、広く参加を呼びかけ、育児相談や保健指導を行う。また、参加者同士の情報交換、交流を行う。 保健センター主催の教室（保健センター及び地域会場）と各地域主催の教室（地域会場）がある。 赤ちゃん広場 1歳未満の乳児とその保護者</p>	<p>名称：新生児等訪問指導事業 対象者：新生児（生後 28 日未満）及びその保護者 内容：委託助産師が家庭訪問により適切な育児指導と疾病予防、早期発見のための指導を行う。産後の母子の心身の健康保持育児上の悩みなどの相談、育児不安解消、虐待防止指導</p> <p>名称：子育てひろば 対象者：町内在住の就学前児童とその保護者 内容：美原町立にし保育所内に併設されている地域子育て支援センターにおいて事業を実施する。 ぴよぴよ広場 4～12ヶ月児の親子 のびのび広場 1歳児の親子 わくわく広場 2歳児以上の親子</p>		

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (母子保健事業)
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：乳幼児歯科疾患予防事業 対象者：乳幼児 内容：*カリオスタット検査 保健センター実施 ・1歳6か月児健康診査でう蝕発症のハイリスク児をスクリーニングするために、カリオスタット検査を実施。ハイリスク児には、2歳で「子どもの歯相談室」受診勧奨 *子どもの歯相談室 保健センター実施 ・上記対象者のほか、歯科検診を希望する乳幼児にも実施 ・希望者にフッ素塗布を実施</p> <p>名称：健やか親子さかい2 1 計画策定 (母子保健計画策定) 内容：「健やか親子さかい2 1」(基本計画)は平成 15 年 1 月策定済。今後、行動計画的な位置づけとして母子保健計画を策定する。</p>	<p>名称：乳幼児歯科疾患予防事業、よいこの歯の教室 (パート・パート) 対象者：2 歳児・2 歳 8 か月児 内容：健康推進センター実施 口腔内診査・カリオスタット検査・口腔保健指導 1 歳 6 か月児健診でう蝕発症のハイリスク児をスクリーニングするために、カリオスタット検査を実施。その後 2 歳、2 歳 8 か月児でも検査をおこない予防に努める。</p> <p>名称：第二次母子保健計画 内容：平成 9 年度母子保健事業移管時に現状レベルを維持する目的で策定した母子保健計画の見直しに併せて、国民運動計画である「健やか親子 2 1」の趣旨を踏まえ、今後 5 年間の母子保健事業の推進を計る計画策定を行った。今後は、計画に基づき、地域関係機関や教育委員会等と連携を図りながら、目標達成に向けて現状事業を検討・見直しを図り実施していく。</p>	<p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>計画の見直し時に統合を図る。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (母子保健事業)
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市	美 原 町		
	<p>名称：親子相談 対象者：幼児教室参加者 内容：幼児教室（1歳6か月児等の母子健康診査で、経過観察が必要とされた幼児や育児不安をもつ母親を対象にした教室）に参加している親子を対象に親子の自立に向け発達教育相談を行なう。心理相談員が個別に発達状況を確認し、必要な指導を行なう。</p> <p>名称：乳児子育て支援訪問事業 対象者：子育て中である第1子またはハイリスク母子 内容：第二次母子保健計画の調査から4か月健診で関わるまでの1～3か月児の期間に育児が心配で手助けがほしいと思う母親が一番多いため重点的に家庭訪問による指導を行い、母子の保健と福祉の向上を図る。</p>		<p>当面は美原町の制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (母子保健事業)
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。		
現		況	
堺市		美原町	
<p>名称：母子健康手帳交付事業 対象者：妊婦 内容：妊娠届出時に母子健康手帳交付とともに、必要に応じて保健師が面接し、制度説明や保健相談・指導等を行う（保健センター交付時）。また、母子保健事業等の広報を行う（保健センター・支所）</p> <p>名称：3歳児視力検診・聴覚検診 対象者：3歳児健診対象者 内容：視力検診（アンケート診査）及び聴覚2次検診の結果、診断確定のためにより一層精密な診断を行う必要があると認められた者に対し、精密健査受診票を交付し、専門の機関において健診を行う。</p>		<p>名称：母子健康手帳交付事業（妊婦相談指導含む） 対象者：妊婦 内容：随時窓口で保健師・看護師が手帳交付を行い、手帳の有効なる利用方法や妊産婦・乳幼児一般健康診査の受診勧奨等の説明や保健相談・指導を行う。又、保健師や町が行う各種母子保健事業を周知徹底させるための広報を行う。また、虐待予防・疾病予防子育て支援のための早期の関わりのきっかけとなるよう問診による妊婦相談を同時に行なっている。</p> <p>名称：視力・聴力精密健診 対象者：3歳6か月児健診で視力、聴力の精密健診が必要と認められた幼児 内容：予診・聴覚診察・視力診察・保健指導 視力・聴覚精密健診の結果、診断確定のためにより一層精密な診断を行う必要があると認められた者に対し、精密健査受診票を交付し、専門の機関において健診を行う。</p>	
調整の具体的内容			
当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (母子保健事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：乳幼児アレルギー・ぜん息予防事業 対象者：4 か月児健康診査及び3 歳児健康診査対象者 内容：1 次健診...4 か月児健康診査及び3 歳児健康診査受診者に問診を行い、アレルギー素因者(ハイリスク者)を抽出し2 次健診への参加勧奨する。 2 次健診...ハイリスク者に対して、月に1 回「アレルギー・ぜん息予防教室」を開催し、対象者に、アレルギー・ぜん息発症予防のための医師・環境衛生指導員等による集団指導、必要に応じて診察または血液検査を行う。また、医師・保健師・栄養士・環境衛生指導員等による個別指導を行う。</p> <p>名 称：未熟児養育医療給付事業 対象者：身体の発育が未熟のまま出生した乳児(1 歳未満)で医師が入院養育を必要と認めた乳児 内 容：身体の発育が未熟のまま出生した乳児(1 歳未満)で医師が入院養育を必要と認めた乳児の医療費の自己負担分を公費負担する。</p>			
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (母子保健事業)	
調整の内容	堺市の例に合わせる。			
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町		
<p>名 称：妊婦健康診査 対象者：原則として妊娠 6 か月までの者。ただし、超音波健診については妊娠後期に至っている者で出産予定日において 35 歳以上の者。 内 容：【健診の種類】 健診は、一般健診と超音波健診の 2 種類とする。 【健診の内容】 (1) 一般健診 診察、尿検査、血圧検査、血色素検査、血液型検査、梅毒検査、HBs 抗原検査、保健指導 (2) 超音波健診 H14 年度 受診者数 587 人 超音波検査、保健指導 【委託先】 大阪府医師会及び府内国公立医療機関 ・一般健診 7,660 円/人 ・超音波健診 5,500 円/人</p> <p>名 称：妊産婦訪問指導 対象者：本市が、身体的条件又は生活環境等の理由により訪問指導を必要と認めた市内在住の妊産婦。 内 容：母子健康手帳交付、健康診査等を通じて訪問指導を必要とする者を把握し、保健師による訪問指導を行う。</p>		<p>名 称：妊婦一般健康診査 対象者：町住民の妊婦 内 容： 【健診内容】 問診 診察 尿検査 血液検査 (血色素、HBs 抗原、必要な人にも血液型・梅毒) 保健指導 【委託先】 大阪府医師会及び府内国公立医療機関 委託料 7,660 円/人</p>		<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (母子保健事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：離乳食講習会 対象者：市内在住の4か月児健康診査受診児およびその保護者、希望者 内容：4か月児健康診査時に併設して実施。離乳食の進め方などの講義と調理実演、試食を行う。</p> <p>名 称：パパの育児教室 対象者：妊婦と夫、婚約中の方。 内 容：子育てに関する講演、映画の上映、沐浴体験、子育て体験、チャイルドシート着脱練習、育児ビデオ貸し出しを行う。 年間6回、土曜日又は日曜日に堺市総合福祉会館、保健センター等で開催。</p> <p>名 称：妊婦歯科相談 対象者：妊婦教室参加者の中から歯科検診を希望する者、妊婦教室には参加していないが、検診を希望する者（広報さかいで周知） 内 容：* 歯科検診内容は以下のとおり 硬組織のチェック（う蝕検査） 歯周病の検査 歯の汚れ度チェック 歯垢染色と歯みがき指導</p>	<p>名称：離乳食講習会 対象者：町内在住の4か月児健康診査受診児の保護者 内容：離乳食についての正しい知識を提供する事により今後の食習慣を望ましいものにする。 4か月児健康診査時に併設して実施。初期・中期・後期の試食をしている。</p> <p>名 称：妊婦歯科相談(妊婦教室) 対象者：妊婦教室に参加した妊婦 内 容：歯科医師の講義・歯科健診・ビデオ鑑賞、歯科衛生士のブラッシング指導。</p>	<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (母子保健事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：全大阪よい歯のコンクール 対象者：前年度の3歳児健康診査受診の中で、よい歯を持つ親子 内容：大阪府、大阪市、東大阪市、(社)大阪府歯科医師会との共催事業。 前年度の3歳児健康診査受診の中で、よい歯を持つ親子を選抜表彰して地区(堺市)、大阪府、全国審査を実施。</p> <p>名 称：歯の健康相談・健康展 対象者：堺市民 内 容：毎年6月、11月の2回実施。 歯のスマイル館フェア/歯ッピー健康フェア *実施場所 堺市口腔保健センター *内容 歯科相談、ふっ素塗布、歯みがき指導、人形劇、クイズ大会等</p> <p>名 称：乳幼児訪問指導 対象者：主に乳幼児健康診査対象児のうち未受診児や経過観察等の必要のある乳幼児。 内 容：育児環境の把握、育児指導は、育児不安の軽減を図り、適切な育児が行えることを目的とし、乳幼児健診時及び親からの相談等から訪問指導を必要とする者を把握し、保健師による訪問指導を行う。</p>		<p>名 称：乳幼児訪問指導事業 対象者：主に乳幼児健康診査対象児のうち未受診児や発達上及び育児上(育児不安・虐待予防)指導。 内 容：育児環境の把握、育児指導は、育児不安の軽減を図り、適切な育児が行えることを目的とし、乳幼児健診時及び親からの相談等から訪問指導を必要とする者を把握し、保健師による訪問指導を行う</p>	
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係(その他)	
調整の内容	原則として、堺市制度に統一するが、関係団体との調整が必要なものは合併後に調整することとする。			
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容		
堺 市		美 原 町		
<p>名称：健康づくり推進事業 内容： 啓発用ビデオの貸出 啓発用歩数計貸出 ウォーキングマップ等作成配布 各保健センターまつり</p> <p>名称：健康づくりウォーク事業 内容：(平成15年度事業内容) ・百舌鳥野ウォーク 仁徳陵周回コースを歩く。血圧測定、体脂肪測定、健康相談を行う。</p> <p>・熊野古道ウォーク 友好都市でもある本宮町の熊野古道を歩く。</p> <p>名称：健康づくりイベント事業 内容：堺まつり、市民オリンピック、農業祭等に参加し各種健康づくりに関する情報の提供、血圧測定、体脂肪測定、健康相談を行う。</p>		<p>名称：健康づくり推進事業 内容：老人母子保健事業及び予防接種事業の年間予定表を作成して、毎年度初めに配布する。</p> <p>名称：健康展 内容：平成元年から2年毎に「健康」をテーマとして、地域の各種専門職等の団体がコーナーづくりを行っている。健康展の実施主催は、医師会、歯科医師会、薬剤師会の三師会と美原町。協力団体は29団体。</p>		<p>堺市の例に合わせて実施するが、当面は美原町の制度を存続する。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>当面は美原町の制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係(その他)
調整の内容	堺市の例に合わせる		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
名称：堺市規格葬儀に関する業務 内容：葬儀を行う際の一つの目安として規格葬儀の制度を設けている。 堺市立斎場用規格葬儀 基本料金 60万円・40万円の2種類 自宅及び集会所用規格葬儀 基本料金 50万円・30万円の2種類 規格葬儀取扱店指定業者 23社			堺市の例に合わせる。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (その他)
調整の内容	当面は美原町の制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
	<p>名 称：美原町母子保健サービス推進連絡調整会議 目 的：町内に住む乳幼児・児童が健やかに育っていくために適切で必要とする保健・福祉サービスの提供をすすめ、保健・福祉・医療・教育等にかかる各種サービスを総合的に調整、推進し地域の子育てサービスに寄与する。</p> <p>名 称：歯科保健推進連絡協議会 目 的：管内における生涯を通じた歯科保健推進のための連絡協議を行い、事業の推進ならびに事業の評価をもとに事業の改善を図ることにより、地域住民の口腔保健状態の向上を図り、生涯を通じた歯科保健対策の推進を図る。</p>		当面は美原町の制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康福祉専門部会

協定項目	17 公共的団体等の取扱い	関係項目	公共的団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）
調整の内容	双方の三師会の意向を尊重する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：(社)堺市医師会 目的：医道の昂揚、医学医術の発達普及と公衆衛生の向上とを図り、社会福祉を増進することを目的とする。 市との関係事業 各種健診等保健医療関係事業、休日診療事業、学校保健等</p> <p>名称：(社)堺市歯科医師会 目的：医道の高揚、歯学の進歩発達と公衆歯科衛生の普及向上を図り、予防医学の完成に努力し、社会ならびに会員の福祉を増進することを目的とする。 市との関係事業 各種健診等保健医療関係事業、休日診療事業、学校保健等</p> <p>名称：(社)堺市薬剤師会 目的：薬事衛生の推進を図り、もって公衆衛生の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。 市との関係事業 休日診療事業、学校保健等</p>	<p>名称：(社)大阪狭山・美原医師会 目的：医道の高揚、医学及び医術の発達、地域医療及び公衆衛生の向上をはかり、もって社会福祉の推進に寄与することを目的とする。 町との関係事業 各種健診等保健衛生関係事業、休日診療事業、学校保健等</p> <p>名称：南河内歯科医師会 目的：医道の高揚、歯学の進歩発達と公衆歯科衛生の普及を図り、会員の利益の擁護と拡大につとめて、会員の社会的地位の向上に資し、ひいては社会及び会員の福祉を増進することを目的とする。 町との関係事業 各種健診等保健衛生関係事業、学校保健等</p> <p>名称：狭山・美原薬剤師会 目的：薬局経営を通して公衆衛生の向上と福祉の増進に寄与すると共に、会員相互の親睦と繁栄を図ることを目的とする。 町との関係事業 休日診療事業、学校保健等</p>	<p>双方の医師会の意向を尊重する。</p> <p>双方の歯科医師会の意向を尊重する。</p> <p>双方の薬剤師会の意向を尊重する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	ラブホテル建築等規制事業	
調整の内容	堺市の例に合わせる。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：堺市ラブホテル建築等規制事業 内容： ラブホテル建築にかかる立地規制。</p> <p>既存ラブホテルについても屋外広告物等の規制。</p> <p>堺市旅館・ホテル建築届出書が提出された時、建築物がラブホテルであるかどうかの判定に関することを審議するために堺市ラブホテル建築等調整委員会を開く。 (随時開催)</p>		<p>名称：美原町ラブホテル建築規制事業 内容：町内において、旅館又はホテルを建築しようとするものは、「旅館・ホテル建築計画届出書」を提出、それが提出されれば、その建築物がラブホテルであるかどうかを審議するため「美原町ラブホテル建築規制審査会」を開催するもの。美原町内においては、ラブホテルの営業を目的とする施設は、建築してはならないもの。</p>		<p>堺市の例に合わせる。 美原町が、建築可能区域について、建築を規制するため何らかの対策を検討する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	保健所（認可等関係）業務
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>【医療対策等関係業務】</p> <p>医療法、医師法等に基づく主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者等の免許の申請に係る事務及び従事者届に関する受理業務 ・病院立入検査業務 ・病院の開設許可及び届出受理業務 ・透析診療所、療養病床診療所、有床診療所に対する立入検査業務 ・診療所、助産所、歯科技工所、施術所の許可及び届出受理業務 ・死体解剖許可及び解剖資格認定申請の受理業務 ・衛生検査所の登録及び立入検査業務 ・介護老人保健施設に対する実地指導業務 <p>【感染症予防対策関係業務】</p> <p>感染症の予防及び感染患者の対する医療に関する法律に基づく主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の患者への医療及患者の接触者の健康診断等 			
			堺市の例に合わせる。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	保健所（認可等関係）業務
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>【食品衛生関係業務】 食品衛生法に基づく主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法に基づく施設の営業許可業務 ・食品事故等の調査業務 ・食品事故等の防止業務 ・大阪府ふぐ販売業者等の規制に関する条例に基づく業務 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく業務 ・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に関する業務 ・食品衛生情報等普及啓発業務 <p>【環境衛生関係業務】 理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、興行場法、公衆浴場法、温泉法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、浄化槽法、薬事法、墓地埋葬に関する法律などに基づく主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地等許認可及び監視指導業務 ・薬務許認可及び監視指導業務 ・環境衛生関係営業施設監視指導業務 ・家庭用品衛生監視業務 ・特定建築物、水道、浄化槽監視指導業務 <p>【動物愛護関係業務】 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護及び管理に関する業務 			
		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	救急医療対策事業
調整の内容	堺市の例に合わせるものの外は当面それぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調整の具体的内容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：堺市救急医療事業団運営事業 内容：休日・夜間等における宿院、泉北急病診療センター等の運営のための費用負担 宿院、泉北急病診療センターでの内科、小児科診療事業、口腔保健センターでの歯科診療事業など 平日(21時～24時) 土曜日(18時～24時) 日曜、祝日(10時～24時)等 運営：財団法人</p> <p>名称：小児救急医療対策事業 内容： 急病診療センターの診療事業(再掲) 日曜、祝日(10時～18時)等 2か所(定点) 365日毎夜間21時～24時 1か所(定点) 2次救急医療体制 市内4病院で二次救急医療体制</p> <p>名称：二次等救急医療対策事業 内容：大阪府保健医療計画に基づく堺市二次医療圏における救急傷病者の医療を確保し、二次医療圏の救急体制の整備を図るため休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため本市の区域内の病院等に対する補助と高度な医療を提供できる三次救急医療機関に対する補助事業 病院群輪番制病院運営事業 21病院 救命救急センター運営事業 1病院</p>	<p>名称：狭山・美原医療保健センター運営事業 内容：狭山・美原医療保健センター運営ための費用負担 狭山・美原医療保健センターでの内科、小児科診療事業 日曜・祝日(午前10時～11時30分、午後1時～4時30分)等 運営：一部事務組合</p> <p>名称：小児救急医療対策事業 内容： 月曜日から金曜日の午後8時～翌日午前8時 大阪狭山市と共同で両市町内5病院の輪番制で1次診療を実施 町外1病院で二次後送救急医療体制</p> <p>名称：二次救急医療対策事業 内容：大阪府保健医療計画に基づく南河内二次医療圏における救急傷病者の医療を確保し、二次医療圏の救急体制の整備を図るため休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため南河内医療圏内の病院等に対する補助金を交付するため南河内医療圏内10市町村がその費用を負担する事業 病院群輪番制病院運営事業 21病院 小児救急医療支援事業 2病院</p>	<p>当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

No 56232

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	予防接種事業
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市	美 原 町		
<p>名称：予防接種事業</p> <p>内容：</p> <p>定期予防接種</p> <p> 集団接種 ポリオ</p> <p> 個別接種 三種(二種)混合、麻しん、風しん、日本脳炎(以上通年実施)、インフルエンザ(冬期)</p> <p>実施場所</p> <p> 集団接種 保健センター</p> <p> 個別接種 市内医療機関等</p> <p> インフルエンザ予防接種は老人福祉施設、老人保健施設等でも実施</p> <p>自己負担金</p> <p> インフルエンザ予防接種以外は無料</p> <p> インフルエンザ予防接種は自己負担金 1,000 円</p> <p> ただし生活保護世帯に属する者、市民税非課税世帯に属する者は申請すれば無料</p>	<p>名称：予防接種事業</p> <p>内容：</p> <p>定期予防接種</p> <p> 集団接種 ポリオ・三種(二種)混合・風しん・日本脳炎</p> <p> 個別接種 麻しん(通年)・インフルエンザ(冬期)</p> <p>実施場所</p> <p> 集団接種 健康推進センター、小・中学校</p> <p> 個別接種 町内医療機関等</p> <p> インフルエンザ予防接種は老人福祉施設、老人保健施設等でも実施</p> <p>自己負担金</p> <p> インフルエンザ予防接種以外は無料</p> <p> インフルエンザ予防接種は自己負担金 1,000 円</p> <p> ただし生活保護世帯に属する者は申請すれば無料</p>		<p>当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	結核予防関連事業
調整の内容	堺市の例に合わせるもの外は当面それぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況			
堺 市		美 原 町	
<p>名称：市民検診事業 対象者：15歳以上の市民 内容：X線間接撮影 肺がん検診と合わせ市民検診事業として実施</p> <p>名称：乳幼児ツ反・BCG接種事業 内容：生後4ヶ月健診時にツベルクリン反応検査及BCG予防接種を行う。 接種方法：集団</p> <p>名称：結核定期健康診断補助事業 内容：健康診断及び予防接種について、対象経費に対して補助金を支給する事業</p> <p>名称：患者管理検診事業 内容：結核患者に対して保健センター又は契約医療機関にて胸部エックス線検診等を行う。</p> <p>名称：患者家族及び接触者等検診事業 内容：患者家族及び接触者に対して保健センター及び契約医療機関にて胸部エックス線検査等を行う。</p> <p>名称：結核ハイリスク者検診事業(特対) 内容：行路者等のハイリスク者に対して市内の公園・河川敷等で検診車による胸部エックス線検診等を行う。</p>		<p>名称：結核検診 対象者：15歳以上の町民 内容：X線間接撮影 住民基本健診と併せ実施</p> <p>名称：乳幼児ツ反・BCG接種事業 内容：2か月に1回ツベルクリン反応検査及BCG予防接種を行う。 接種方法：集団</p>	
調 整 の 具 体 的 内 容			
		当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。	
		当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。	
		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	結核予防関連事業
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
名称：結核定期病状調査事業（特対） 内容：保健所及び保健センター所において医療機関等へ結核患者の病状把握のために定期病状調査を行う。 名称：結核予防週間街頭検診事業（特対） 内容：全国的に実施される結核予防週間にあわせて、市内の街頭において胸部エックス線検査を行う。			
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	18 補助金・交付金等の取扱い	関係項目	救急医療対策事業
調整の内容	堺市の例に合わせるものの外は、当面それぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：堺市救急医療事業団運営補助金 内容：財団法人堺市救急医療事業団の休日・夜間等における宿院、泉北急病診療センター等の運営のための費用負担宿院、泉北急病診療センターでの内科、小児科診療事業、口腔保健センターでの歯科診療事業など 平日（21時～24時）土曜日（18時～24時）日曜、祝日（10時～24時）等</p> <p>名称：小児救急医療対策事業補助金 内容：小児救急を行う小児救急医療支援事業として二次救急の運営補助金 休日又は夜間において365日市内4病院での2次救急医療体制</p> <p>名称：二次等救急医療対策補助金 内容：大阪府保健医療計画に基づく堺市二次医療圏における救急傷病者の医療を確保し、二次医療圏の救急体制の整備を図るため休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため本市の区域内の病院等に対する補助と高度な医療を提供できる三次救急医療機関に対する補助事業 病院群輪番制病院運営事業 21病院 救命救急センター運営事業 1病院</p>	<p>名称：狭山・美原医療保健センター負担金 内容：大阪狭山市との一部事務組合である狭山・美原医療保健センター運営のための費用負担 狭山・美原医療保健センターでの内科、小児科診療事業など 日曜・祝日（午前10時～11時30分、午後1時～4時30分）等</p> <p>名称：小児救急医療対策事業負担金 内容：小児救急医療輪番制などへの負担金 病院輪番制 月曜日から金曜日の午後8時～翌日午前8時 大阪狭山市と共同で両市町内5病院の輪番制で1次診療 町外1病院で二次後送救急医療体制</p> <p>名称：二次救急医療体制整備負担金 内容：大阪府保健医療計画に基づく南河内二次医療圏における救急傷病者の医療を確保し、二次医療圏の救急体制の整備を図るため休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため南河内医療圏内の病院等に対する補助金を交付するため南河内医療圏内10市町村がその費用を負担する事業 病院群輪番制病院運営事業 21病院 小児救急医療支援事業 2病院</p>	<p>当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	14 一部事務組合等の取扱い	関係項目	休日等急病診療所	
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：(財)堺市救急医療事業団</p> <p>目的：堺市が行う救急医療対策の円滑な推進を図るため、休日及び夜間の医療の確保等、地域救急医療体制を確立し、地域住民の健康保持及び増進に寄与する。</p> <p>組織</p> <p>理事等 14名(うち市派遣1名、兼務4名)</p> <p>事務局 11名(うち市派遣2名、嘱託7名、アルバイト2名)</p> <p>事業</p> <p>宿院、泉北急病診療センターでの内科、小児科診療事業、口腔保健センターでの歯科診療事業など</p> <p>平日(21時～24時) 土曜日(18時～24時)</p> <p>日曜、祝日(10時～24時)等</p> <p>診療所患者数 35,140人(14年度)</p> <p>事業費(14年度決算) 435,065千円</p> <p>運営補助金 196,504千円</p> <p>うち二次等救急医療対策補助金(病院群輪番制病院運営事業、救命救急センター運営事業)</p> <p style="padding-left: 20px;">43,963千円</p> <p>うち小児救急医療対策事業補助金(小児救急支援事業)</p> <p style="padding-left: 20px;">11,786千円</p>		<p>名称：狭山・美原医療保健センター</p> <p>目的：住民の健康保持及び増進を図るため、休日において急病人の診療を行うための医療保健センターの設置、運営及び管理に関する事務を共同処理する。</p> <p>組織</p> <p>美原町および大阪狭山市</p> <p>事業</p> <p>狭山・美原医療保健センターでの内科、小児科診療事業</p> <p>日曜、祝日(午前10時～11時30分、午後1時～4時30分)等</p> <p>患者数 2,233人(14年度)</p> <p>事業費(14年度決算) 60,802千円</p> <p>負担金 47,647千円</p> <p>うち美原町負担分 21,126千円</p>		当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	子育て支援総合ビジョンに係る実施計画の推進		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	子育て支援ネットワークの推進		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	社会参加と子育ての両立支援促進助成事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	移動ミュージアム事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	ちびっこ老人憩いの広場整備事業	美原町ちびっこ広場整備事業	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	家庭児童相談事業	家庭児童相談事業	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	在宅乳幼児療育指導事業	在宅乳幼児療育指導事業	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	思春期児童検討会グループ活動事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	子育て支援短期利用事業	子育て支援短期利用事業	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	母子生活支援施設入所事務	母子生活支援施設入所事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	助産施設入所事務	助産施設入所事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	母子福祉推進委員関連事務	母子福祉推進委員推薦事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	母子家庭入学祝品支給事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	母子家庭等居宅介護事業関連事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	母子・父子家庭介護人派遣事業	父子家庭介護人派遣事業	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	父子家庭・母子家庭親子料理教室事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	父子家庭及び母子家庭相談業務	母子家庭相談業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	母子家庭健康管理事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	堺市母子寡婦福祉会育成事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市内児童養護施設入所児童歳末見舞金事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	主任児童委員推薦事務	主任児童委員推薦事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	主任児童委員研修	主任児童委員研修	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	児童環境調査		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	社会福祉調査統計(児童福祉)	社会福祉調査統計(児童福祉)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	指定保育士養成施設設置認可に係る進達事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	母子生活支援施設管理運営業務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	保育料徴収事務	保育料徴収事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	市立保育所運営(経費支払)	町立保育所運営(経費支払)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	保育所職員の人事・労務管理	保育所職員の人事・労務管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	保育所職員への被服貸与	保育所職員職員への被服貸与	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	同和地区保育所管理運営		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	保育所ボランティア通訳		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	保育所に係る情報提供	保育所に係る情報提供	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	市立・民間保育所運営指導	町立保育所運営指導	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	保育所児童の発育等の健全育成に係る助言・指導業務	保育所児童の発育等の健全育成に係る助言・指導業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	市立保育所安全衛生管理	町立保育所安全衛生管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	市立・民間保育所給食衛生管理指導及び給食運営指導	町立保育所給食衛生管理指導及び給食運営指導	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	市立保育所給食関係事務及び給食食材業者選定・指導	町立保育所給食関係事務及び給食食材業者選定・指導	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	市立保育所の職員研修	町立保育所の職員研修	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	保育士養成校からの実習生受入	保育士養成校からの実習生受入	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	市立保育所ボランティア活動・体験学習		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	保育所運営費(委託費)支払事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	民間保育所園長研修・保育士研修事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	園長会開催関連事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	簡易保育施設運営補助事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	赤ちゃんホーム運営補助事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	赤ちゃんホーム・簡易保育施設等との連絡・調整業務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	民間保育所運営補助事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助事業(児童福祉施設)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	民間保育所産休等代替職員費補助事業(児童福祉施設)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	児童福祉施設従事者表彰事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	市立保育所施設・設備整備(国庫負担)事業	町立保育所施設・設備整備(国庫負担)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	民間保育所施設・設備整備(国庫補助)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	児童福祉施設設置認可		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	民間保育所施設整備資金借入金利子補助		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	認可外保育施設の指導監督等		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	苦情解決制度関係事務	苦情解決制度関係事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	第三者評価関係事務	第三者評価関係事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	市内障害児関係機関(大阪府中央子ども家庭センター等)調整		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	就学前障害児の療育に関する統計		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	障害児療育研修会運営		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	次世代育成支援対策推進法に係る市町村行動計画の策定	次世代育成支援対策推進法に係る市町村行動計画の策定	その他	合併後、速やかに統合を図る。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	堺市内児童養護施設入所児童臨海学舎事業補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市社会参加と子育ての両立支援促進事業費補助		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	幼稚園就園前児童集団指導教室事業補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市母子寡婦福祉会運営補助金	美原町母子福祉協議会活動事業補助金	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。将来の在り方については新市において調整する。
20 各種福祉制度の取扱い	父子家庭・母子家庭野外活動事業補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	母子家庭野外活動事業補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	父子家庭・母子家庭慰安激励事業補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	都市保育行政主管者協議会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	日本保育学会出席負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	大阪府家庭児童相談室連絡協議会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	家庭児童相談室職員研修会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	母子生活支援施設処遇困難事例等研修会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	大阪保育子育て人権情報研究センター運営事業補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	子ども情報研究センター会費		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	行政財産目的外使用許可・普通財産貸付		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市民間保育所運営補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市一時保育事業補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	堺市延長保育事業補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市産休等代替職員費補助金(児童福祉施設)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市簡易保育施設運営補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市赤ちゃんホーム運営補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	民間保育所整備補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	民間保育所施設整備資金借入金利子補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市社会福祉事業団運営補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	各種団体会員会費等		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	各種職員研修参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	つぼみ・もず診療所使用料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	つぼみ・もず診療所診断書等証明発行手数料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市立こどもリハビリテーションセンター行政財産目的外使用料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	堺市子育て支援施策推進委員会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市子ども虐待等連絡会議	美原町児童虐待防止連絡会議	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市母子寡婦福祉会	美原町母子福祉協議会	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。将来のあり方については新市において調整する。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市母子・寡婦福祉資金貸付審査会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市民間保育園連盟		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市赤ちゃんホーム連絡協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	市立保育所移管に係る選考会議		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	保育所嘱託医会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	社会福祉法人 堺市社会福祉事業団		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	広報(HP含む)	広報(HP含む)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	被保険者の資格	国民年金被保険者の資格関係	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	一般免除・学生納付特例手続き	一般免除・学生納付特例手続	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	基礎年金などの給付手続き	基礎年金などの給付手続き	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	無拠出の障害基礎年金(26,63)の現況届受付	無拠出の障害基礎年金(26,63)の現況届受付	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	老齢福祉年金各種手続き	老齢福祉年金各種手続き	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	年金相談・広報	年金相談・広報	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	協議会(全国都市国民年金協議会・大阪府国民年金協議会・日本国民年金協会・大阪府市長会ほか)	協議会(南河内ブロック国民年金委員会協議会・大阪府国民年金協議会)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	大阪府女性相談員の応嘱		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害・遺族年金、弔慰金の初度請求等事務	戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害・遺族年金、弔慰金の初年度請求等事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給事務	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	戦没者等の妻に対する特別給付金支給事務	戦没者等の妻に対する特別給付金支給事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	戦没者等の父母等に対する特別給付金支給事務	戦没者等の父母等に対する特別給付金支給事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給事務	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等支給事務	平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等支給事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	国庫債券の買上償還事務	国庫債券の買上償還事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	平和祈念事業特別基金による恩給欠格者、引揚者、戦後抑留中死亡者に対する書状等の贈呈に関する事務	平和祈念事業特別基金による恩給欠格者、引揚者、戦後抑留中死亡者に対する書状等の贈呈に関する事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	国、府、市及び各団体主催の追悼式、慰霊祭及び慰霊巡拝への対応の調整	国、府、町及び各団体主催の追悼式、慰霊祭及び慰霊巡礼への対応調整	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	原爆死没者の慰霊及び終戦記念日における市の行事について(半旗掲揚・黙とう庁内放送等)	原爆死没者の慰霊及び終戦記念日における町の行事について	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	戦没者追悼の品贈呈	戦没者追悼の品贈呈	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	戦傷病者年末見舞品の支給		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	戦没者遺族援護事務協力謝礼品の支給		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	戦没者・災害犠牲者慰霊碑の管理		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	同和更生資金の償還・督促・債権管理		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	生活福祉資金特別貸付金の償還・督促・債権管理		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	大阪府災害復興生業資金の債権管理	大阪府災害復興生業資金の債権管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	中国帰国者相談	中国帰国者関係相談等	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	中国帰国者自立促進通訳		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	中国帰国者施設見学会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市未帰還者帰国祝金支給		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	内職あっせん所の紹介		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	共同浴場の管理運営事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	小集会所管理運営事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	社会を明るくする運動の調整事務	社会を明るくする運動の調整事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	生活保護法の実施に係る運営	生活保護法の実施に係る運営	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	生活保護法の実施に係る電算事業	生活保護法の実施に係る電算事業	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	部屋代差額助成金支給事業	部屋代差額助成金支給事業	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	往診費用助成金支給事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	社会福祉法人に対する認可、指導等		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	生活保護指定医療機関、介護機関の指導		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	医療機関、介護機関の指定	生活保護指定医療機関、介護機関の指定登録申請経由事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	診療報酬、介護報酬の審査決定		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	保護施設の指導監査		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	運営台帳、手続書類の整備		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	生活保護の決定に係る厚生労働大臣の特別基準設定にかかる協議、進達及び市長決定		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	嘱託医の設置	嘱託医の設置	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。将来のあり方については新市において調整する。
20 各種福祉制度の取扱い	地域福祉推進会議	高齢者サービス調整会議(地域ケア会議)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	保健福祉総合相談事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	軽費老人ホーム事務費補助金事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	敬老行事(民間)への参加者招集等事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	産休等代替職員費補助金事業(老人福祉施設)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	老人福祉施設事務事業費設定事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金事業(老人福祉施設)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	老人福祉施設の設置、認可		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	老人福祉施設整備事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	高齢者に係る社会福祉事業の届出等事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	介護老人保健施設整備事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	高齢者施設等の運営指導事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市社会福祉施設整備資金借入金利子補助金事務(老人福祉施設)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市老人クラブ連合会への職員派遣事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	八田荘老人ホーム運営		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	老人福祉センター管理運営	美原総合福祉会館管理事業(老人福祉センター)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	泉寿苑老人福祉センター運営	美原総合福祉会館管理事業(老人福祉センター)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	身体障害者福祉法第15条の医師指定		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	在宅重度身体障害者訪問診査		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	更生医療給付	更生医療給付	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	更生医療機関指定		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	手話通訳者研修・登録事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	聴覚障害のある母親の育児支援(とまとクラブ)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	身体障害者福祉法に規定する第二種社会福祉事業等届出受付事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	知的障害者福祉法に規定する第二種社会福祉事業等届出受付事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	児童福祉法に規定する第二種社会福祉事業等届出受付事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	日常生活用具・補装具業者指定	日常生活用具・補装具業者指定	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	福祉住宅入居等の調整、市営・府営住宅案内	福祉住宅入居者等の調整、市営・県営住宅案内	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	身体障害者向住宅及び低階への住宅替入居調査		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	産休代替職員費補助金交付事務(障害福祉施設)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	民間社会福祉施設従事職員給与改善費の交付(障害福祉施設)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	心身障害者施設土地借上げ		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	障害者施設整備		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	民間社会福祉施設振興対策事業費(利子補給)補助金(障害福祉施設)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	障害者福祉施設開設・認可等		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	障害者福祉施設等運営指導事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	障害福祉のしおり(身障版作成・(点字・テープ版を含む))		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	障害福祉のしおり(知的版作成)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	障害者ケアマネージャー従事者養成研修受付		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	障害者雇用連絡会議		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	身体障害者就職支度金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	福祉行政報告例	福祉行政報告例	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	ホームページの管理		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	応急援護資金貸与事業	共同募金たすけあい資金(旧更正援護資金)貸付	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市堺地区保護司会補助金事業	河内長野地区保護司会美原支部事務局	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。将来のあり方については新市において調整する。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市更生保護婦人会補助金事業	美原町更生保護婦人会事務局	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。将来のあり方については新市において調整する。
20 各種福祉制度の取扱い	シルバー人材センター運営補助事業	シルバー人材センター運営補助事業	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	居宅介護従事者資格証明書交付事務	居宅介護従事者資格証明書交付事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	知的障害者施設訓練等支援費事業(彦根学園)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	支援費支給事務等の市町村指導		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	指定事業者各種届出受理事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	つなぎ資金貸付制度		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	支援費システム管理及び統計	支援費管理システム	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	居宅介護従業者養成研修 指定事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護給付費負担金(国庫)	介護給付費負担金(国費)	堺市制度で実施	法定事項
23 介護保険事業の取扱い	介護給付費負担金(府費)	介護給付費負担金(府費)	堺市制度で実施	法定事項
23 介護保険事業の取扱い	介護給付費交付金	介護給付費(社会保険診療報酬支払基金)	堺市制度で実施	法定事項
23 介護保険事業の取扱い	財政調整交付金	介護給付費財政調整交付金	堺市制度で実施	法定事項
23 介護保険事業の取扱い	財政安定化基金拠出金	財政安定化基金拠出金	堺市制度で実施	法定事項
23 介護保険事業の取扱い	介護保険事務費交付金	介護保険事務費交付金	堺市制度で実施	法定事項
23 介護保険事業の取扱い	居宅介護支援事業者研修	ケアプラン指導研修	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護保険事業状況報告	介護保険事業状況報告 (月報及び年報)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護サービス施設・事業所調査	介護サービス施設・事業所調査	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護事業経営概況調査		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	利用者支援システム		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	社会福祉法人利用負担額減額補助事業	社会福祉法人利用者負担額減免事業	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	出前トーク		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護保険事業者ガイドブック	介護保険事業案内	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護保険課ホームページの活用	介護保険課ホームページの活用	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護保険事務内容の説明資料作成	介護保険事務内容の説明資料作成	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	国民健康保険団体連合会(保険者負担金)	国民健康保険団体連合会(保険者負担金)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
23 介護保険事業の取扱い	大阪府国民健康保険団体連合会(審査・支払い業務委託)	国民健康保険団体連合会(審査・支払い業務委託)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	国民健康保険団体連合会(保険者事務共同処理委託)	国民健康保険団体連合会(保険者事務共同処理委託)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	国民健康保険団体連合会(第三者行為求償事務)	国民健康保険団体連合会(第三者行為求償事務)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	自己作成ケアプランの管理		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	給付の適正化(請求明細の審査)	給付の適正化(請求明細の審査)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	給付費通知	介護給付費通知	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	高額介護サービス給付費の勸奨通知	高額介護サービス給付費の勸奨通知	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護保険給付制限	介護保険給付制限	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	各種償還払い審査・支払い	各種償還払い審査・支払い	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	住宅改修費、福祉用具購入費	住宅改修費、福祉用具購入費	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	労災等他法との給付調整	他法との給付調整	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	住宅改修支援事業	住宅改修支援事業	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	被保険者の資格(取得、異動、喪失)管理	被保険者の資格(取得、異動、喪失)管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	被保険者証の交付	被保険者証の交付	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	住所地特例者の管理	住所地特例者の管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	適用除外者の監理	適用除外者の管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	居所不明者の管理	居所不明者の管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
23 介護保険事業の取扱い	介護保険料の特別徴収・普通徴収	介護保険料の特別徴収・普通徴収	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護保険料収納管理、口座振替	介護保険料の収納管理、口座振替	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護保険料の徴収猶予、減免管理	介護保険料の徴収猶予・減免管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護保険料の過誤納還付事務	介護保険料の過誤納還付事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護保険滞納処分	介護保険料滞納処分	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	要介護認定事務	要介護認定事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	認定調査事務	認定調査事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	堺市介護認定審査会	美原町介護認定審査会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	苦情・相談対応	苦情・相談業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	訪問調査員研修	訪問調査員研修	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	堺市介護認定審査会委員研修	美原町介護認定審査会委員研修	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	主治医意見書作成料・基本診療料支払事務	主治医意見書作成料・基本診療料支払い事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	市外認定調査委託契約事務	認定調査委託契約事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	ケアマネ資格取得支援事務	介護支援専門員研修	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	堺市介護相談員派遣事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護保険システム管理	介護保険システムの保守・管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
16 使用料・手数料の取扱い	堺市立共同浴場使用料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	堺市立小集会所使用料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	高齢者福祉施設関連財産目的外使用料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	八田荘老人ホーム目的外使用料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	心身障害者施設関連目的外使用料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	全国都市国民年金協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	全国都市国民年金協議会総会幹事市負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	日本国民年金協会普通会費		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	社団法人日本国民年金協会近畿ブロック講習会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	社団法人日本国民年金協会国民年金中央講習会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	社団法人日本国民年金協会年金広報セミナー		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	大阪府国民年金協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市遺族会運営補助金	美原町遺族会活動事業補助金	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。将来のあり方については新市において調整する。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市戦災死没者遺族会運営補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市傷痍軍人会運営補助金	美原町傷痍軍人会活動事業補助金	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。将来のあり方については新市において調整する。
20 各種福祉制度の取扱い	堺原爆被害者の会運営補助	美原町原爆被害者の会活動事業補助金	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。将来のあり方については新市において調整する。
21 各種福祉制度の取扱い		軍人恩給連盟補助	その他	当面は美原町の制度を存続する。将来のあり方については新市において調整する。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市内職あっせん所運営補助		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	堺市堺地区保護司会事業補助金	河内長野地区保護司会美原支部活動事業補助金	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。将来のあり方については新市において調整する。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市更生保護婦人会事業補助金	美原町更生保護婦人会活動事業補助金	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。将来のあり方については新市において調整する。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市社会を明るくする運動事業補助金	美原町社会を明るくする運動負担金	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	要保護者援護事業補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	長期入院患者更生援護事業補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	生活保護担当技術吏員及び指導職員近畿・中国・東海・北陸ブロック会議		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市社会福祉施設協議会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	軽費老人ホーム事務費補助金事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	産休代替職員費補助金事業(老人福祉施設)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金事業(老人福祉施設)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	全国在宅介護支援センター協議会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	ケアマネジメントリーダー養成研修会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市老人集会室整備費補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市老人集会室運営補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市社会福祉施設整備資金借入金利子補助金(老人福祉施設)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	堺市社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金(老人福祉施設)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市保健衛生施設等施設・設備整備費補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	高齢者友愛訪問活動補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	シルバー人材センター運営補助金	シルバー人材センター運営補助金	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	福祉サービス公社運営補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い		街かどデイハウス支援費助成事業補助金	その他	当面は美原町の制度を存続する。将来のあり方については新市において調整する。
20 各種福祉制度の取扱い	就労的生きがいづくり活動支援事業補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	高齢者無料入浴事業補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	健康生きがいづくり活動普及推進事業補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	全国シルバー人材センター協会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	大阪府シルバー人材センター協会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	国際人権規約連続学習会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	八老クラブ活動補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	大阪府社会福祉協議会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	防火管理者研修会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	社会福祉施設職員研修参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	重度身体障害者生活ホーム運営補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	大阪府障害者雇用促進協会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	国立身体障害者リハビリテーションセンター研修会出席負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	デイジー講習会参加費		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	全日本手をつなぐ育成会全国大会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	大阪ふれあい大会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	大阪府人権福祉施設連絡協議会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	阪南地区身体障害者スポーツ大会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	身体障害者(児)団体連絡協議会補助金	美原町身体障害者福祉協会他補助金	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。将来のあり方については新市において調整する。
20 各種福祉制度の取扱い	障害者小規模通所授産施設等運営補助金交付事務	障害者小規模通所授産施設等運営補助金交付事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	身体障害者福祉ホーム運営事業補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市障害者短期入所事業運営費補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	知的障害者福祉ホーム運営補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	心身障害者小規模作業所設備整備費補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	心身障害者施設建設用地購入資金借入償還金補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	心身障害者施設建設用地購入補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	障害者授産製品アンテナショップ事業補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	障害者授産製品アンテナショップ共益費負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金(障害福祉施設)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	民間社会福祉施設振興対策事業費(利子補給)補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	産休代替職員費補助金事業(障害福祉施設)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	点字図書館共益費負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	近畿視覚障害者情報サービス研究協議会負担金	近畿視覚障害者情報サービス研究協議会会員負担金	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	日本盲人社会福祉施設協議会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	視覚障害者情報ネットワーク年会費		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	全国視覚障害者情報提供施設大会参加費		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	日盲社協全国盲人福祉施設大会参加費		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市社会福祉法人介護保険利用者負担減免事業補助金	社会福祉法人利用者負担軽減補助金	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	介護保険料督促手数料	介護保険料督促手数料	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	障害者小規模通所授産施設等設立促進補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	近畿都市国民健康保険者協議会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	全国都市国保主管課長研究協議会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	退職者医療共同事業事務負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	大阪府国民健康保険団体連合会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
23 介護保険事業の取扱い	ケアマネ資格取得関係負担金	介護支援専門員研修負担金	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	国民健康保険団体連合会介護保険負担金	国民健康保険団体連合会負担金	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	住宅改修支援事業	美原町住宅改修支援事業費補助金	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
13 組織・機構の取扱い	堺市小口更生資金貸付審査委員会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
13 組織・機構の取扱い	堺市老人ホーム入所者判定委員会	美原町老人ホーム入所者判定委員会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
13 組織・機構の取扱い	堺市障害者施策推進協議会	美原町障害者施策推進連絡会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
17 公共的団体等の取扱い	社団法人堺市シルバー人材センター	社団法人美原町シルバー人材センター	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
17 公共的団体等の取扱い	財団法人堺市福祉サービス公社		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	就労的生きがいづくり活動実施支援事業審査委員会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市老人クラブ連合会	美原町老人クラブ連合会	その他	新市において調整する。
20 各種福祉制度の取扱い	社団法人日本国民年金協会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	全国都市国民年金協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	近畿都市国民年金協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	大阪府国民年金協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市野宿生活者に関する庁内連絡会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市遺族会	美原町遺族会	その他	新市において調整する。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市戦災死没者遺族会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	「社会を明るくする運動」堺地区実施委員会	美原町社会を明るくする運動実施委員会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	成年後見制度市長申立審査庁内委員会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	高齢社会対策推進庁内委員会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	八田荘老人ホーム苦情処理解決委員会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	堺市立泉寿苑老人福祉センター管理委員会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市障害者施策推進委員会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市障害者就労促進協会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市障害者施設入所調整会議		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市立舳松職能訓練センター事業運営調整会議		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	支援費サービス調整懇話会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険運営協議会	美原町国民健康保険運営協議会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	堺市介護認定審査会	美原町介護認定審査会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護支援ネットワーク協議会・さかい	美原町居宅介護支援事業者連絡協議会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	中核市連絡会 介護保険情報交換会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	保健福祉関係職員の指導・監督及び訓練	社会福祉主事養成事業	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	災害時の重度障害者等の安否確認		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	表彰関係(保健福祉分野)	表彰関係(保健福祉分野)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市社会福祉審議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	社会福祉統計調査事務	社会福祉統計調査事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	保健福祉総合情報システムの推進に関する事務		堺市制度で実施	堺市のシステム構築の方向性にあわせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市福祉まちづくり環境整備の推進事業	福祉のまちづくり	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市鉄道駅舎バリアフリー設備整備補助金交付事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	大阪後見支援センター運営事業助成		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	新年保健福祉行政懇談会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	成年後見市長申立	成年後見市長申立	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	地域福祉計画策定	地域福祉計画策定	その他	現行のまま新市に引き継ぐが、計画見直しに合わせて統合する。
20 各種福祉制度の取扱い	保健福祉事業概要の発行		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	社会福祉法人の設立認可及び監理事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	社会福祉法人に対する指導監査事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	社会福祉施設等に対する指導監査事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	実施機関に対する指導監査事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	社会福祉法人・施設育成指導事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	社会福祉施設等調査事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	介護福祉士・社会福祉士養成施設に関する意見書交付事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	民間団体助成関係事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	保健福祉施策のてびき等の作成	保健福祉のてびき作成	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	災害救助及び防災対策事務(市立堺病院)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	職員採用事務(市立堺病院)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	管理運営事務(市立堺病院に係る人事・職員関係)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	患者の受付に関すること(市立堺病院)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	社会保険等の取扱いおよび診療報酬に関すること(市立堺病院)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	患者の診療費に関すること(市立堺病院)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	地域医療連携に関すること(市立堺病院)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	診療支援業務(市立堺病院)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
16 使用料・手数料の取扱い	市立堺病院の料金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	保健福祉関係研修		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市鉄道駅舎バリアフリー設備整備補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市大阪後見支援センター運営事業補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	民生委員児童委員活動費負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い		美原町民生委員児童委員協議会補助金	その他	堺市は委託料で支出しているので美原町の補助金は委託料に組みかえる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
13 組織・機構の取扱い	堺市社会福祉審議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
13 組織・機構の取扱い	民生委員推薦会	民生委員推薦会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市社会福祉施設等施設整備審査会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会(大阪後見支援センターに係る部分)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	堺市社会福祉法人設立認可審査会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い		美原総合福祉会館運営委員会	その他	新市において調整する。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	保健所建設事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	堺市立斎場墓地管理台帳整備事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	全国政令市衛生部局長会事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	健康危機管理事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	堺市民健康生きがいづくり基金関連事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	保健衛生情報システムの推進に関する事務		その他	各種事業の実施方法に沿ったシステムを構築する
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	健康メールマガジンの運営及び総括		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	財団法人大阪公衆衛生協会関連事務	財団法人大阪公衆衛生協会関連事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	堺市保健医療審議会関連事務	美原町保健医療推進連絡協議会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	B型肝炎抗体検査	B型肝炎抗体検査	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	ハチ毒アレルギー抗体検査		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	人材育成業務(職員研修等)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	被服貸与(健康部専門職員用)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	医師等確保対策事業		その他	当面は制度を維持し、将来のあり方については新市において調整する
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	「介護老人保健施設いずみの郷」関連事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	施設管理		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	細胞診検査		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	微生物検査		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	食品検査		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	環境検査		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	食品検査業務管理(精度管理)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	感染症検査		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	ウイルス検査		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	薬事検査		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	調査研究		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	疫学情報・還元		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	堺市衛生研究所運営協議会事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	ちぬが丘診療所運営事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	健康増進福祉センター維持管理事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	堺市保健所運営協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	厚生労働統計調査事務	厚生労働統計調査	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	保健所医療情報システム事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	口腔保健センター運営補助事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	薬事総合センター整備補助事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	堺市域保健医療協議会運営事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	堺市シンナー覚せい剤等乱用防止事業	狭山・美原覚せい剤等薬物乱用防止推進事業	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	救急の日啓発事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	災害時救急医薬品備蓄整備事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	育成医療給付事業及び結核児童療育給付事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	被爆者検診事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	看護学生等の保健所実習受入等	看護師等学生実習指導	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	保健所各施設維持管理		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	堺看護専門学校運営補助事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	公害健康被害補償事務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	補償給付事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	呼吸器教室		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	転地療養事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	家庭療養事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	呼吸器疾患指導		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	ぜん息児水泳訓練教室		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	ぜん息児健康回復キャンプ		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	一般健康診断		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	予防接種健康被害調査事業	予防接種健康被害救済等対策事業	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	予防接種協議会運営事業	予防接種・保健事業打ち合わせ	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	性感染症予防事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	エイズ予防対策事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	感染症診査協議会運営事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	結核診査協議会運営事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	結核医療費公費負担業務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	啓発検診・啓発教育事業 (特対)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	保健所デイケア		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	小児慢性特定疾患治療研究事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	療育相談指導		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	環境保健サーベイランス調査		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	歯科保健事業従事者研修会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	保健所等ボランティア通訳制度		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	犬の捕獲、保護及び指導		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	ヘビ等の捕獲業務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	動物指導センター維持管理業務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	公衆浴場確保対策事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	住居衛生対策事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	堺市立斎場施設管理運営業務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	堺市立斎場使用許可業務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	火葬・分骨証明業務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	堺市立斎場墓地の維持管理業務		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	改葬許可業務	改葬許可業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	生活衛生センターの維持管理等		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	ねずみ衛生害虫等駆除事業	防疫薬剤散布業務	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	住居環境改善援助事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
16 使用料・手数料の取扱い	衛生研究所手数料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	診療所使用料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	診療所手数料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	狂犬病予防手数料	飼犬登録等手数料	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	保健所使用料(各保健センター:一般健康診断等)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	保健所手数料(各保健センター:診断書、証明書)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	病院開設許可申請等手数料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	感染症医療費公費負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	食品衛生営業許可手数料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	動物愛護手数料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	温泉法関係手数料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	薬事法関係手数料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	毒物及び劇物取締法関係手数料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	理容師法・美容師法関係手数料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	クリーニング業法関係手数料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	旅館業法関係手数料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	興行場法関係手数料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	公衆浴場法関係手数料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
16 使用料・手数料の取扱い	浄化槽保守点検業登録関係手数料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	動物の飼養等許可申請手数料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	斎場使用料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	火葬証明・分骨証明手数料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
16 使用料・手数料の取扱い	斎場施設の目的外使用料		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い	大阪公衆衛生協会補助金	大阪公衆衛生協会補助金	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い	堺市健康づくり推進市民会議補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い	堺市「介護老人保健施設いずみの郷」建設借入金償還補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い	地方衛生研究所全国協議会年会費及び参加費		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い	地方衛生研究所全国協議会近畿支部年会費及び参加費		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い	市衛生研究所・衛生試験所連絡会会費		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い	全国衛生化学技術協議会年会費及び参加費		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い	公衆衛生情報研究協議会年会費		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い	衛生微生物技術協議会年会費及び参加費		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い	口腔保健センター運営補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い	堺看護専門学校運営補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い	薬事総合センター用地取得費補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
18 補助金・交付金等の取扱い	看護の日記念行事負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い	エイズ予防週間実施負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い	堺市結核対策費補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い	結核医療費公費負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い	大阪精神保健福祉協議会補助事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い	全国動物管理関係事業所協議会研修会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い	公衆浴場確保対策事業補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い	小規模受水槽水道監視指導補助金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い		大阪府公衆衛生協力会補助金	廃止	合併時に廃止する。
18 補助金・交付金等の取扱い		美原町衛生婦人奉仕会交付金(エイフボランティアネットワーク美原支部)	その他	当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。
18 補助金・交付金等の取扱い		狭山・美原覚せい剤等薬物乱用防止推進協議会補助金	廃止	合併時に廃止する。
18 補助金・交付金等の取扱い		南河内歯科医師会協力補助金	その他	当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。
18 補助金・交付金等の取扱い		(社)大阪公衆衛生協力会狭山支部交付金	その他	当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。
18 補助金・交付金等の取扱い		大阪狭山・美原医師会協力補助金	その他	当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。
18 補助金・交付金等の取扱い	応急治療費等負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	全国政令市衛生部局長会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	近畿公衆衛生協会連合会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	各保健センターまつり負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	長期研修参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	日本精神医学ソーシャルワーカー全国大会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	行政栄養士研修会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	全国保健師研修会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	日本公衆衛生学会近畿地方会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	医師等研修会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	放射線安全管理者講習会参加費		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	医師会費(ちぬが丘診療所)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	日本放射線技師会学会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	日本理学療法士学会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	日本臨床衛生検査学会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	日本薬理学会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	歯科基礎医学会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	医師学会5科参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	歯科衛生士学会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	歯科技工士学会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	全国保健所長会会費及び総会・研修会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	近畿保健所長会会費		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	大阪府保健所長会会費		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	堺市医師会会費(保健所)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	堺市歯科医師会会費		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	医療放射線管理講習会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	大気汚染公害認定研究会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	結核研究所保健師看護学科夏期研修参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	結核研究所行政担当者等短期研修参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	結核研究所医師研修参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	精神保健研修会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	全大阪よい歯のコンクール負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	大阪口腔衛生協会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	精神保健講習会参加負担金	精神保健講習会参加負担金	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	大家連精神保健福祉講座参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	保健事業等の実施に伴う応急治療費(成人保健)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	大阪ヘルシー外食推進協議会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	全国行政栄養士協議会ブロック研修会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	食と健康フェアー実行委員会負担金(健康さかい21)		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	堺市食品衛生協会補助金	大阪食品衛生協会狭山支部交付金	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。将来のあり方については新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	全国食品衛生主管課長連絡協議会年会費		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	瀬戸内沿岸観光府県市食中毒対策協議会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	全国動物管理関係事業所協議会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	全国動物管理関係事業所協議会近畿ブロック会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	日本環境衛生センター会費		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	日本薬剤師会学術大会参加費		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	火葬場管理者研修参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	全国火葬情報交換会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	全国環境衛生大会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	ペストロジー実習講座参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	ねずみ衛生害虫駆除技術研修会参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	有機溶剤作業主任講習参加負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
13 組織・機構の取扱い	堺市保健医療審議会	美原町保健医療推進連絡協議会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
13 組織・機構の取扱い	堺市立健康増進福祉センター運営協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
13 組織・機構の取扱い	堺市保健所運営協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
13 組織・機構の取扱い	堺市公害健康被害認定審査会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
13 組織・機構の取扱い	堺市衛生検査精度管理専門委員		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
13 組織・機構の取扱い	老人保健連絡協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
13 組織・機構の取扱い	堺市予防接種健康被害調査委員会	予防接種健康被害調査委員会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
13 組織・機構の取扱い	堺市感染症診査協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
13 組織・機構の取扱い	堺市結核診査協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
13 組織・機構の取扱い	堺市ラブホテル建築等調整委員会	ラブホテル建築等調整委員会(美原町ラブホテル建築規制審査会)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
14 一部事務組合等の取扱い	全国政令市衛生部局長会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
14 一部事務組合等の取扱い	堺市衛生研究所運営協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
14 一部事務組合等の取扱い	地方衛生研究所全国協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
14 一部事務組合等の取扱い	地方衛生研究所全国協議会近畿支部会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
14 一部事務組合等の取扱い	市衛生研究所・衛生試験所連絡会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
14 一部事務組合等の取扱い	全国衛生化学技術協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
14 一部事務組合等の取扱い	公衆衛生情報研究協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
14 一部事務組合等の取扱い	衛生微生物技術協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
17 公共的団体等の取扱い	堺市健康づくり推進市民会議		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
17 公共的団体等の取扱い	財団法人大阪公衆衛生協会	(財)大阪公衆衛生協会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
17 公共的団体等の取扱い	近畿公衆衛生協会連合会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
17 公共的団体等の取扱い	社団法人大阪精神保健福祉協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
17 公共的団体等の取扱い	堺市獣医師会		その他	新市において調整を図る。
17 公共的団体等の取扱い		美原町衛生婦人奉仕会	その他	当面は美原町の制度を存続する。将来のあり方については新市において調整する
17 公共的団体等の取扱い		(社)大阪府公衆衛生協力会狭山支部	その他	新市において調整する。
17 公共的団体等の取扱い		(社)大阪府公衆衛生協力会	廃止	合併時に脱会する。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	健康危機管理調整委員会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	堺市健康づくり推進庁内連絡会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	堺市域保健医療協議会	南河内保健医療協議会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	健康危機予防委員会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	堺市公害診療報酬審査委員会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	大阪府麻薬覚せい剤等対策本部	狭山美原覚せい剤等薬物乱用防止推進協議会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	看護の日 - ハートフル大阪21 - 実行委員会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	堺市予防接種協議会	予防接種保健事業連絡会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	エイズ予防週間実行委員会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	堺市精神保健福祉計画検討委員会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	特定非営利法人ソーシャルハウスさかい		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	堺市小児慢性特定疾患対策協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	(社)大阪府助産師会堺支部		その他	当面は堺市の現制度を維持する。それ以降のあり方は新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	大阪ヘルシー外食推進協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	堺市集団給食研究会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	堺市健康づくり食生活改善推進協議会	美原町食生活改善推進協議会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	大阪口腔衛生協会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	堺市食品衛生協会	大阪食品衛生協会狭山支部	その他	新市において調整を図る。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	全国食品衛生主管課長連絡協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	瀬戸内沿岸観光府県市食中毒対策協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	全国動物管理関係事業所協議会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	大阪府クリーニング生活衛生同業組合堺支部		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	大阪府美容生活衛生同業組合堺支部		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	大阪府理容生活衛生同業組合堺支部		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	(財)大阪防疫協会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	(社)大阪府環境水質指導協会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合堺支部		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	大阪府旅館生活衛生同業組合堺支部		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	大阪浄化槽協同組合		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	大阪府理容生活衛生同業組合鳳支部		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	堺市動物飼養場審査委員会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	財団法人日本環境衛生センター		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	有限責任中間法人堺市規格葬儀連絡会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	保健師業務調整会議	管内保健師連絡会議	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	市町村保健活動連絡協議会	中部ブロック市町村保健活動連絡協議会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)		南河内郡保健師連絡協議会	廃止	南河内郡の会議であり合併時に脱会する。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)		大阪府富田林保健所管内市町村連絡会議	廃止	富田林保健所管内の会議であり、合併時に脱会する。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)		富田林保健所管内トータルネットワーク会議	廃止	富田林保健所管内の会議であり、合併時に脱会する。
24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)		町村長会保健衛生担当者会議	廃止	府下町村の会議であり、合併時に脱会する。